

令和6年6月11日

第2回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 令和6年6月11日(火) 午前9時0分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	藪 乃理子	2番	氏家 法雄
3番	大平 恭大	4番	藪内真由美
5番	門 秀俊	6番	兼若 幸一
7番	中野 一郎	8番	金井 浩三
9番	小川 保	10番	古川 幸義
11番	隅岡 美子	12番	村井 勉
13番	渡邊美喜子	14番	尾崎 忠義

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	岡部 登
教 育 長	三木 信行
会計管理者	村井 崇一
町長公室長	山下 佐千子
総務課長	谷口 賢司
政策観光課課長補佐	山本 亮太
税務課長	西山 政有紀
住民環境課長	土井 真誠
住民環境課主幹	喜田 浩希
高齢者保険課長	松浦 久美子
健康福祉課長	山内 剛
建設課長	三谷 勝則
産業課長	植松 肇
消防長	青木 孝一
教育総務課長	池田 友亮
生涯学習課長	福田 純

1、議会事務局職員

事務局長	森 泰憲
事務局長補佐	小野 由美子
書 記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開議 午前9時0分

議長（小川 保）

一同、ご起立をお願い致します。礼。着席下さい。

お早うございます。

本日も定刻にご参集を頂きまして、誠に有難うございます。

ただいま出席議員は14名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第125条の規定により、1番、藪 乃理子 君・5番、門 秀俊 君、お二方をお願いをしておきます。

日程第2. 一般質問を行います。

なお、質問者の1人の持ち時間は、質問と答弁時間を合わせて60分以内となっております。

それでは、質問の通告がありますので、順次発言を許可致します。

初めに10番、古川 幸義 君。

議員（古川 幸義）

10番、古川 幸義でございます。

通告順により、次の質問を致しますので、ご答弁よろしくお願い致します。

初めに私事ではございますが、昨年の12月議会、今年の3月議会におきまして、病気のために欠席致しまして、皆さんに多大なご迷惑をおかけしたこと、この場をお借りしまして、お詫びしたいと思います。

また、治療中に際しましては、丸尾町長、また、岡部副町長、温かいお見舞いの言葉を頂きまして、誠に有難うございます。

この場をお借りしまして、お礼申し上げます。

それでは、質問に入らせて頂きます。昨年の9月議会、総務教育常任委員会において、令和4年度における財政健全化法に係る4指標の公表について資料が配付され、説明があった結果、将来負担比率173.1と数値は高く、前年比より数値は若干改善されたにも関わらず、全国ワースト3という悪い結果でありました。

要因としては、公共施設の老朽化に伴い、補修などの建設工事、駅周辺整備工事費がかさみ、債務残高が増加したのが主な原因であります。

総務省が発表する令和4年度将来負担比率ワースト1位から3位において、ワースト1位は山形県長井市234.4、ワースト2位が北海道夕張市220.7、ワースト3位が多度津町173.1であります。

資料に先ほど申しました1位が山形県、2位が北海道、3位が香川県の多度津町でございます。

多度津町の過去の将来負担比率、数値を述べますと資料がありますので、令和元年はワースト26位で数値は152.7、令和2年度がワースト21位、数値は149.4。令和3年度は、ワースト4位でありながら182.4。これが令和3年度、順位が上がりましてワースト4位となっております。

年々、将来負担比率の数値は高止まりを続け、ワースト順位は上位となっております。

現在、ワースト2位の夕張市においては、2007年、353億円の赤字を抱えて事実上破綻し、全国に名前を知れ渡ることになりました。

夕張市のように破綻すれば、当然のことながら、行政サービスは切り詰められて人々の生活は大きく変わり、若者は町を出ていき、厳しい早期健全化を図るがゆえに住みにくい町となっております。

住民の人口の流出は、止められぬ結果となっております。

これが、夕張市の公共施設であります。このように外壁は落ちて窓ガラスが割れて悲惨な状況となっております。

これも1番下のこの部分ですが、これは市立美術館でございましたが、積雪や老朽化のために、こういう風に外壁が壊れております。

本町は決して第2の夕張市にならないように、財政の健全化を早急に推進するべきと強く思っております。

財政健全化の質問については、私は過去に何度も行い、答弁を頂いておりますが、今回は、各課を統括する岡部副町長に、ぜひ答弁を頂きたいと要望しますので、よろしくお願い致します。

それでは、質問に入らせて頂きます。令和4年度の将来負担比率173.1、全国ワースト3位となっておりますが、これはどう受け止められておりますか、質問致します。

副町長（岡部 登）

お早うございます。

古川議員の令和4年度将来負担比率の本町の受け止め方についてのご質問に答弁をさせていただきます。

平成19年6月に地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる財政健全化法が制定され、毎年度の決算時に財政の健全化判断比率及び資金不足比率を算定することが義務付けられました。健全化判断比率には実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの指標があり、地方公共団体の財政状況の健全化を表す指標となっており、それぞれの指標ごとに基準が設けられております。

本町では平成26年度以降、中学校改築や消防庁舎、防災行政無線、緊急避難路や小学校の空調設備改修、庁舎及び地域交流センター建設など南海トラフ巨大地震を始めとする大規模災害から町民の皆様を守るために必要な防災対策を中心とした大規模普通建設事業を継続して実施してきたことにより、令和4年度の将来負担比率は173.1%となりました。

財政健全化法では「財政健全化計画」を策定し、自主的に財政の健全化を図るよう求められる「早期健全化基準」これは将来負担比率の場合、350%とされております。現時点での本町の財政状況は健全段階にあると言えますが、全国自治体と比較すると非常に高い比率となっていることについて、このことについては重く受け止めなければならないと考えております。

一方で、県が発行している「香川県市町行財政要覧」によりますと地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示す本町の標準財政規模は令和4年度では57億円余りとされていますが、令和4年度の決算状況に照らし合わせますと、ほぼ国の定める標準値であること。また、指数が高いほど財政に余裕があるとされる財政力指数は0.6と県内17市町の中では5番目に高く、さらに県内9町の平均を上回っていることなどを考慮しますと財政破綻した自治体とはやや財政的な構造が異なっており、今後、同様の結果にはならないと考えております。

しかし、町民の方々にご心配をおかけしている将来負担比率を含む健全化判断比率の改善に向け、起債残高の縮減や事業の改善等に取り組んでいきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただ今の答弁に対しまして、再質問致します。この質問は、今まで度重なって質問してまいりましたので、多くは質問致しませんが、1点だけ再質問したいと思っております。

これ、皆様方にお見せしているのは、5年間の財政健全化で本町と他の市町との差を棒グラフにしております。

最初は、平成30年は、この赤の数字が夕張市でございまして、非常に高い数値で440.2となっております。

年々、赤い数値は改善されて、令和4年度では第2位となっております。

この青い数字は山形県長井市ですが、やはり本町と同じように、その公共施設の老朽化と伴って市の財政規模を上回る債務を作りまして、このような悪い結果になっております。

他の市町もございまして。緑とか薄緑は広島県とか、奈良県の河合町でございまして、1番注目されるのは、この黄色の部分で、本町の数値のグラフでございまして。今現在3位という形で、このようなグラフになっております。

で、再質問でございますが、財政規模に合わせた事業計画と町債残高を目指すのが賢明であり、毎年外部より選出された監査委員の指摘されたところは、是正していき、やっぱり数年かけて正常な数値にしていくのが、町民に対する姿勢であると思いますが、いかがでしょうか。お伺い致します。

副町長（岡部 登）

古川議員の再質問に答弁をさせていただきます。

夕張市につきましては、2007年、平成19年に財政再建団体、現在の呼び名は財政再生団体に指定されたことをきっかけに事実上、国の管理下に置かれました。国に認められた当初予算の計画にない予算を市だけの判断で計上することは1円たりとも許されません。

先ほど古川議員さんがお示し頂いた写真がその証拠でございます。将来を悲観し職員が去って、残った職員は1人当たりの仕事量が増えたのに光熱水費の増額が出来ないため、庁舎内の温度が氷点下になるような中で残業しなければならない。

そんな苛酷な状況が報道されましたが、国や県の助けを借りながら、古川議員のおっしゃられたように350億円に上った累積赤字を埋めた特例債の返済が2026年度末に終わることになっております。夕張市は現在でも約100億円の一般会計の規模、これは多度津町とほとんど似ておりますが、その4分の1、約25億円を返済に充て続けております。

因みに平成19年度の将来負担比率は、夕張市の場合1,237.6で、最初の5年間程度は想像を絶するような緊縮財政を行った結果、毎年、平均して84ポイント以上、その数値を減らし、平成24年度には816.1となりました。

その後、10年間は年平均約60ポイントの減少を続け、令和4年度の数値は220.7となっております。

翻って多度津町は、平成19年度が318.5であり、最初の5年間は夕張市と同様、緊縮財政に舵を切った関係で、毎年35.38ポイントの減少で平成24年度には141.6となりました。

平成26年度も同様に33.1ポイント減少致しましたが、その後、現在までの10年間は、先ほど申しましたようにやらなければならない事業がございましたので、増えたり減ったりを繰り返した結果、年平均に致しますと3.15ポイントずつ増えて現在は173.1となっております。

将来負担比率の数値のみで判断すべきではありませんし、やらなければならない事業はやらなければならないので、上がる時に上がり幅が大きくなならないよう、長期的な視野に立ち、基金を積んだりして、10年後には将来負担比率で2桁を目指せるような財政運営を行ってまいりたいと考えております。以上、再質問の答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただ今の再質問の答弁で相当の数値を述べられて、納得しております。毎回毎回質問しております、やはり、質問と答弁が重なってまいりますので、細かいことは申し上げません。

再々質問ではございませんが、ちょっと意見を述べさせていただきます。

我々議会もこのような将来負担比率の数値の悪さが続くことに対して、議会機能を問われるのは、当たり前のごさいます。

議案審議に対しても慎重に審議するのが当然であり、使命であります。

議会からは監査委員を選出し、監査業務をしております。今後は今まで以上に監査を行って頂きたいと切望致します。

次の質問に入らせて頂きます。次の質問は町民に対し情報開示は重要であり、将来負担比率の数値だけではなく、全国的にワースト何位であるか知らせるべきではないでしょうか。お伺い致します。

副町長（岡部 登）

古川議員の町民への情報開示についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町を含む地方公共団体の将来負担比率を始めとする財政健全化判断比率は、決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率の概要として総務省のホームページなどで公表されております。

また、地方自治法及び財政状況の公表に関する条例に基づき、本町の財政状況を毎年5月及び11月に公表するとともに将来負担比率などの財政健全化判断比率は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、例年、町のホームページや広報11月号に掲載することで、町民の方々に公表しております。

先ほど答弁したとおり、財政状況を表わす指標は様々あるため、状況の悪い一つの指標を抜き出して公表し、いたずらに不安を与えることは適切ではないと考えております。

今後、町民の方々が理解しやすい町の財政状況に係る公表方法について、研究改善していきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

再質問を致します。今、お答えになられた町民に対して不安を煽るっていうことは、非常に重要な答弁だと思っております。

町民に対して数値だけではなく、やはり、総務省から財政健全化の数値の評価に対し、1,700ある地方自治体を評価した順位を真摯に受け止め、住民に知らせ、財政の健全化を進めるに当たっては、住民の理解と協力を得なければ、財政の健全化は不可能と言っても過言ではないかと思われまます。

ですから、このように、先ほど答弁されましたように財政が健全化をこのようにホームページでお知らせしておりますが、この中には350に対して将来負担比率をそう深刻ではないという風な感じで書かれてますが、やはり、この将来負担比率の総

務省で発表する数値では、全国ワースト3位であるということをやはりお知らせするのが賢明だと思われませんが、いかがでしょうか。お答え願いたいと思います。

副町長（岡部 登）

古川議員の再質問に答弁をさせていただきます。

確かにワースト3というのは非常にショッキングと言いますか、皆さんの心に残ることだとは思いますが、先ほど申しあげましたように健全化判断基準の数値は350でございますので、約半分程度、まだ健全な状態にあるという風には考えております。

相対的には全国ワースト3位ということにはなっておりますけれども、これにつきましては、先ほど申しあげましたように平成24年から2年間は下がりましたが、その次の年、また、その次の年は少し上がりました。

それから、その次の年は下がり、また上がり下がり上がり繰り返しております。

これは本年3月の議案審議の時にもございましたが、予算の一部に反対をされました議員の方が1名、それから、予算の全てを反対された議員の方が4名いらっしゃいましたけれども、そのことから分かりますように議員の皆様が承認して下さった予算、これだけ使ってもいいよという風に認めてくれた予算しか我々執行部は使うことが出来ません。

つまり、やらなければならないことを今まで頑張ってやってきたということです。

この程度の差こそあれ、この15年間は、多度津町は議会、執行部、双方が協力し合って、この難局を乗り越えようとしてきたものだという風に考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

再質問ではございませんが、やはり、議会側も今までよりも一層に住民の現状の報告と今後の方針をしっかりと説明することを怠ってはならないと思いますので、次の質問に入ります。

入ります前に財政健全化比率の予測として、このような資料を作ってまいりました。

先ほど赤の数値が夕張市でございまして、青の数値は長井市の数字でございます。やはり、財政健全化を図るために長井市も相当努力しておりますが、やはり高止まりの数値がなかなか下がらず、250から200台のところを高止まりをしております。先ほど岡部副町長おっしゃいました夕張市においては、やはり、国から早期財政健全化計画をしております、この赤の数値が物語るように、かなりの数値がダウンしております。

大体年間平均で約20%の数値が改善されて、一応想定ではございますが、令和9年度には100を切るような数値になっております。

本町は170から160、このラインを高止まりが、ずっとこういうような数値でございます。

やはり、これには償還が今、始まっておりますから、幾ら努力してもなかなか努力に対して下がらないっていう数値が物語っているのではないのでしょうか。

このような数値を我々議会も真摯に受け止めて、やはり、行政と議会と一緒に財政健全化を図らないとどうしてもこの数値は改善出来ないと。このように思っております。

3点目の質問に入らせて頂きます。充当可能基金の残高について、令和4年度財政調整基金12億4,000万、その他目的基金を合わせ22億8,000万となっておりますが、財政調整基金は、景気の悪化や災害時に取り崩す重要な財源であります。もしもの時を考え、積み立てるべきではないのでしょうか、質問致します。

副町長（岡部 登）

古川議員の財政調整基金の積立てについてのご質問に答弁をさせていただきます。財政調整基金は議員のおっしゃるとおり、決算剰余金などを積立て、財源不足や大規模災害などの不測の事態が発生した際に取り崩すことにより、年度間の財源を調整するための基金であり、町の普通預金とも言えるものです。

近年、大型普通建設事業の実施が続いたことに加え、人件費や公債費など経常的な歳出の増加等により生じた財源不足を同基金で補填しており、積立てた額よりも多くの額を取り崩す状況が続いているため、同基金を十分に積み立てることが出来ていない状況です。

このような中、同基金を増加させるには、まず、歳出超過が続く現状を毎年度の収支が均衡する健全な状態に戻していくことが肝要だと考えています。

本町の決算の推移を検証し、あらゆる歳入確保策を講ずるとともに既存事業の見直し等による歳出削減を行うことで財政収支の均衡を図り、財政調整基金だけではなく、学校教育施設等整備基金を始めとする特定目的基金につきましても積み増せるよう努めていきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただ今の答弁に対しまして再質問をさせていただきます。財政調整基金は、財政規模の10%から15%と言われております。

先ほど56億円でしたか、それが本町の財政規模とその数値から試算致しますと、財政規模50億円を超えておりますので、約5億から7億5,000万であります。これは大きな規模の姿勢で算出する想定額でございます。

本町では、前の質問で町長がお答えなされました財政調整基金は16億円を積み立てないと、そういう風な意見を答弁をなされまして、まさに16億円が賢明な数値だと思っております。

今後、来る有事に対しましても、備えるためにも財政調整基金を積み上げるべきと

思われます。再質問でございますが、答弁をお願い致します。

副町長（岡部 登）

古川議員の再質問に答弁をさせていただきます。

先ほど申しましたように本町の場合、スタートの時の借金が少し多過ぎました。そのために毎年返していくお金が他の平均的な市町よりも多いという関係で、少し硬直化が見られます。

そのために、今、古川議員がおっしゃられたような5億から10億、その位の財政調整基金の規模よりも少し何に使ってもいいっていうお金が少ないもんですから、少し高めの設定をしております。

町長が申しました15億というのは、その位あれば、いざという時にも対応も出来ますし、住民の皆さんの福祉が滞ることなく対応出来るという規模という風に考えております。

ですので、なるべく皆さんにご迷惑かけるようなことがないように、少しでも積み増しが出来るように頑張っていきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただ今の答弁について、再質問ではございませんが、希望がございます。

年々、不用額、かなりの額で各課から出ております。不用額については、年度末までに置くっていう必要性もあろうかと思いますが、本来は補正を行った時、不要とみなされるものは、すなわち、不用額として決算をするべきであると。

そして、年度末に関しては、今まで不用額を取り除いた金額で歳出と歳入のバランスを考えて取り行っていくのが賢明と思われませんが、また、その辺はよろしく願いしたいと思います。

続きまして、第4点目の質問に入らせて頂きます。

現在、町債残高の償還は、年約10億4,000万円でございますが、令和9年において想定ではございますが、約12億円に増大していく中、今後の事業の計画や見直しなどはどのようにお考えでしょうか。

一例としましては、今後の幼稚園の統合、小学校の統合、公共施設の耐震化や整備などが入っております。財政の健全化を進める中で、逆に今後、投資しなければいけない事業もあると思いますが、当局のお考えをお伺いしたいと思います。お願い致します。

町長（丸尾 幸雄）

古川議員の町債残高を考慮した今後の事業計画等についてのご質問に答弁をさせていただきます。

公債費の令和5年度決算見込みは10億4,100万円強、令和6年度予算では10億1,300万円強を見込んでおり、議員ご指摘のとおり、役場庁舎等の償還が始まるた

め、令和9年度まで10億円程度の償還が見込まれております。令和4年12月に策定致しました中期財政計画、これは令和5年から令和9年度であります。投資的経費を5億円から5.7億円程度となるよう、縮減を行うことで町債の新規発行を抑制し、町債残高の減少等により数値の改善を目指すこととしております。このような財政状況の中で新規事業を行う場合は、財政への影響を見極めた上で優先順位をつけ、既存事業の見直し等により財源を確保するなど、より慎重に実施することとして健全な財政運営を維持出来る範囲で事業を進めていきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただ今のご答弁に対しまして、再質問をさせていただきます。今後の償還額は増えてまいります。借りたものは返すのが当たり前で、償還の何割かは国から交付されますが、全額ではありません。

今後は、義務的経費も投資的建設経費も計画性を持ち、町債残高の縮減を図っていくのは当然でございますので、済みませんが、お考えをお聞かせ願いたいと思います。

総務課長（谷口 賢司）

古川議員の再質問に答弁をさせていただきます。

ご質問にあるとおり、起債の残高でございますけれども、これを減少させる。そして公債費を減少させる。これは喫緊の課題であろうと考えてございます。

まず、起債残高でございますが、令和5年度末の一般会計の地方債残高は142億9,590万5,000円でございます。

因みに前年度、令和4年度末の一般会計地方債残高は148万2,614万8,000円で、5億3,024万3,000円の減少となっております。

公債費に関しましては、今から新たな償還が始まってまいります。ですので、古川議員さんが先ほどご質問にありましたとおり、10億円を超えて償還をしていく。これは、もう必ず返さなくてはいけないお金でございます。

これに関しましては、予算の中で予算措置をしていくところでございますけれども、それをするため、そして起債残高を減らすためには、本町内でどのような事業を行っていくのかということを経験の中でも庁舎内でも検討しております。

その一環として、幼・小・中学校を始めとする町が所有している公共施設の整備をどのように行っていくのかということについて、庁内で協議を行う公共施設再編町有地有効活用検討プロジェクトチームというのを作成致しました。

そして、それは全課長がメンバーとなり、自分事として取り組む体制を構築しております。

5月20日に第1回会議を開催し、旧庁舎や旧福祉センター、幼稚園統廃合、公共施設個別施設計画などの協議を進めることを決定しております。

また、都市再生整備計画による補助制度などの情報共有を行いました。

先ほどの答弁にもあるとおり、地方債残高の減少と財政調整基金等の積み増し、既存事業の見直し、そして、公共施設の再編や旧庁舎等に係る新たな投資的事業など相反するような課題が山積しておりますが、プロジェクトチームで議論を経た後、実施案を作成し、議会との協議やその時点での財政状況等を見据えながら、事業決定を行っていきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

失礼致しました。先ほどの答弁で単位が間違っていたというご指摘がありました。

令和4年度末の一般会計の地方債残高は148億2,614万8,000円でございます。そして、令和5年度におきましては、前年度から比較して5億3,024万3,000円の減少となっております。失礼致しました。

議員（古川 幸義）

ただ今、総務課長が質問に対して答弁されましたが、まさしく数値化してまいりました。

一般会計の地方債残高148億2,600万。詳細は述べませんが、これに対して他に将来負担額としては、色んな数値のものがございまして、公共下水道や中讃広域、また、退職手当の積立て、土地開発公社のそういう風な負担額に対しての償還、合わせて227億4,051万でございます。

このような将来負担額、普通の町債残高だけではなく、これは将来にわたって払わなきゃいけない額ということを真摯に受け止めて、我々議会の方もやはり、早期財政の健全化が図れますように、努力していかなければいけないと、このように思っております。

最後になりますが、これをちょっとご覧になって頂きたいと思うんですが、私の知人にドイツのブレーメンに住む方がおられて、多度津町を回られて、こんなご意見を述べられました。

貴町は、素晴らしい財産がある。高台から町内を眺めると立派な工業団地があり、人々が働き、町には活気がございます。他の町と比べれば、財源も豊かであるでしょうと絶賛されておりました。

また、もう一つは、見立から眺めた風景であります。眼下には瀬戸内海が広がり、また、眼下にはスイートスプリングの畑があり、真っ白い小さな花を咲かせておりました。

素朴な田舎が広がり、非常に美しい夕焼け間近は、瀬戸内の海が幾重にも色が変わり、貴町の貴重な財産であると絶賛されておられました。

このような国際的な目から見ても称賛されることは、日本中、世界中に配信しても称賛を得ると同時に、是非、この風景を見に立ち寄りたいと思われる方は多いと思われまます。

この意見は、長期にわたり、アメリカで在住された知人や世界の半周を長期的に回

られ国際貢献された知人も同じく、素晴らしい景色と称賛されております。
是非、このようにすぐれた観光資源を埋没しないように世界に向けて配信する努力を惜しまないようにして欲しいと願って、私の質問を終わりたいと思います。どうも有難うございました。

議長（小川 保）

これをもって、10番、古川 幸義 議員の質問は終わります。

次に7番、中野 一郎 君。

議員（中野 一郎）

お早うございます。7番、中野 一郎でございます。

よろしく申し上げます。

次の3点について質問致します。

まず1番目、社会的包摂（ソーシャルインクルージョン）の実現に向けた子ども・子育て支援等について、2番目、南海トラフ地震などの大規模災害に備えた消防団の役割について、3番目、犬の登録率向上及び狂犬病の予防接種率の向上について、以上3点について質問致します。

まず1番目、社会的包摂（ソーシャルインクルージョン）の実現に向けた子ども・子育て支援等についてです。

日本社会は今、たくさんの問題を抱えています。障害や病気を抱えている人、1人で暮らす高齢者、貧困家庭の子ども、ひきこもり、性的マイノリティー、刑務所から出所した人など、様々な人が社会から排除され、孤立しています。

困り事を抱えていても、一人ぼっちで誰にも気づかれず、SOSを発せない人もいます。

これらの問題の背景には、家族や地域の繋がりや弱体化や所得格差の拡大で起こる分断、情報社会の進展に伴う人間関係の希薄化などが挙げられます。

さらに追い打ちをかけたのが、世界中を襲った新型コロナウイルスの感染拡大です。

感染者、医療従事者への差別だけでなく、対面でのコミュニケーションの機会は著しく減少し、孤立や排除を加速させました。

社会的保障制度が整った今日においても、病気や障害や貧困、自分ではどうにもならないようなことのため、ふとした瞬間に社会からこぼれ落ちそうになってしまう。それは、どこかの誰かの話ではなく、実は誰でも起こりうる話なのです。

社会的包摂（ソーシャルインクルージョン）は、全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現に繋げるよう社会の構成員として、包み支え合うという理念です。

EUやその加盟国では、近年の社会福祉の再編に当たって社会的排除（失業、技術、所得の低さ、粗末な住宅、犯罪率の高さ、健康状態の悪さ及び家庭崩壊などの

互いに関連する複数の問題を抱えた個人あるいは地域) に対する戦略として、その中心的政策の課題の一つとされています。

一方、教育界を中心に広がってきた概念としてのインクルージョンは、本来的に全ての子どもは特別な教育的ニーズを有するのであるから、様々な状態の子どもたちが学習集団に存在することを前提にしながら、学習計画や教育体制を最初から組立て直そう、全ての子どもたちを積み込んでいこうとする理念であり、これは特別支援教育へと繋がっています。

現在、福祉分野の政策の方向性は、住み慣れた地域で誰もが住み続けるための包括的な支援、サービス提供体制を整えていく地域包括ケアシステムの構築が進められています。その根底にあるのがソーシャルインクルージョンです。

そこで、インクルーシブ社会の実現に向けて、次の5点について伺います。

まず1点目です。特別支援教育のさらなる進展についてです。

本町の障害児の就学状況を見ると特別支援学校に在籍している子どもが幼稚部、小学部、中部、高等部等を全て合計すると22人います。

町内の特別支援学級に在籍している小・中学生は合計40人います。町内の通級指導教室の児童・生徒は22人います。この数値は、第5次多度津町障害基本計画、第7次障害福祉計画、第3次障害児福祉計画の数値によります。

特別支援教育は、障害のある子どもの自立や自主的な社会参加を支え、その支援を必要とする子どもが在籍する学校で実施されるものです。

また、特別支援教育においては、障害のある子どもとない子どもが可能な限り同じ場で学ぶことを追求するインクルーシブ教育の理念を共有して、そのシステムを構築、機能させていくことが重要になります。

そこで、本町において多様化する障害のある子ども一人ひとりにきめ細かに寄り添う教育の実現に向けて、現在どのような取り組みをし、今後、具体的にどのように進めていく考えであるのか、教育長にお伺いします。

教育長（三木 信行）

中野議員の特別支援教育のさらなる進展についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町では関係機関が有する情報を共有し、共通認識のもとに障がいのある人に効果的な支援を早期から実施することを目的として、保・幼・小・中の特別支援教育コーディネーターや関係機関の職員で多度津町特別支援連絡会を構成しています。

また、多様化する障がいのある子どもに教員が寄り添うためには、教員が学び、考えを更新していくことが大切だと考えています。そのため、先に述べた多度津町特別支援連絡会が主催となり、保・幼・小・中の先生や支援員、放課後児童クラブの先生などを対象に講師を招いた研修会を年に3回程度開催しています。本年度は5月1日にオンラインも活用しながら、全ての先生が研修を受けられるようにしまし

た。今後、夏休みや3学期にも行う予定です。

次に、子どもの状況を把握することが大切だと考えています。そこで就学前の子どもを対象としたケース会を健康福祉課と合同で行っています。就学前の子どもの情報が小学校に伝わり、適切な支援に繋がるようにしています。また、就学後も必要に応じて医師やスクールソーシャルワーカーとケース会を開いています。小学校から中学校へも情報が引き継げるよう中学校教員が各小学校へ行き、子どもの情報を聞くことで中学校に入学後も適切な支援が出来るようにしています。

さらに人的な支援としまして、各園、各校に数名ずつ特別支援教育支援員を配置し、支援が必要な子どもに関わっています。担任等と話し合い連携をとりながら、子どもにとって、よりよい適切な支援が出来るようにしています。

毎年11月には一人ひとりの子どもにとって、どの就学が最適なのかを判断するため関係機関の方が集まり、教育支援委員会を開催し、次年度の就学について話し合いを行っています。その際には保護者や本人の考えについて真意を聞き取り、個にとってどの就学が適切かを考え、必要に応じて保護者へ説明と提案を行っています。

多様化する障がいのある子ども一人ひとりに寄り添うために、これまでしてきた取組を今後も続けていきたいと考えています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に障害のある、そういった子どもたちが通っている放課後等デイサービスについて伺います。

本町の放課後等デイサービスの充足状況、今後の見通しについてお伺いします。

健康福祉課長（山内 剛）

中野議員の放課後等デイサービスの充足状況、今後の見通しについてのご質問に答弁をさせていただきます。

放課後等デイサービスは6歳から18歳までの障害のある就学児に対し、日常生活上の支援や訓練、学習指導、地域交流の場などを提供し、自立的な社会生活を送れるようサポートする福祉サービスで、現在、本町では利用希望の対象者55名全員が利用しています。

また、本町には放課後等デイサービスの施設が1箇所あり、町内から3名、町外から10名の子どもたちが利用しています。

近年ではNPO法人だけでなく、特色のある事業所運営を行う民間企業が参入し、県内でも多くの施設が開設され、子ども本人や保護者にとって選択肢が広がってきています。

このサービスを利用するに当たり、最も重要なことは居住地から近い場所の施設を選ぶのではなく、子どもの特性に合った施設を選ぶことであり、利用前には必ず見学や体験利用をすることで保護者共々、安心・安全に、そして楽しく通える施設を選択されています。

中には数箇所の施設を見学した後、遠方の施設を選択された方もいます。放課後等デイサービスを提供する事業所を開設するには県の指定を受ける必要があり、現時点において町内で新たに施設の開設予定はありませんが、通所の利便性の観点から特色ある施設が町内にも多く開設され、利用者の選択肢が増えることを期待しています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に本町の障害児の方へのオムツ代の助成について、お伺いします。

健康福祉課長（山内 剛）

中野議員の障害児のオムツ代の助成についてのご質問に答弁をさせていただきます。現在、多度津町障害者等日常生活用具給付等事業実施要綱に基づき身体障害者手帳の交付を受けた3歳以上の児童で、乳幼児期以前の脳性麻痺により排尿、または排便の意思表示が困難な子どもなどに対し、月額1万2,000円を上限にオムツ代の助成を行っています。直近の支給実績としましては、3名の障害児に対して助成を行っています。

本事業は、国庫補助事業である地域生活支援事業のメニューの一つであり、補助率は、国が2分の1、県が4分の1となっております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次にインクルーシブの観点からの公園の整備について伺います。

12月議会で私の質問で、公園の必要については、ご認識頂いたことと思います。

一方、近隣の障害の有無に関わらず、一緒に遊べるインクルーシブの視点を取り入れた遊具を設置する公園が注目されています。障害のある子どもも誰もが安心して同じように楽しめる公園のことなんです。

多様性を尊重する時代の中で、全ての子どもがお互いを認めながら、尊厳を損なうことなく遊べる場は重要であると思います。

本町において、インクルーシブの考え方に基づく公園の整備についての見解をお伺いします。

建設課長（三谷 勝則）

中野議員のインクルーシブの観点からの公園整備についてのご質問に答弁をさせていただきます。

公園は子どもに遊びの楽しさを提供するとともに、様々な経験を通して身体的、精神的、社会的な成長に繋がるなど遊びは子どもにとって必要不可欠なものであると考え、子ども一人ひとりの多様な育ちがある中で個々のニーズに応じた支援が必要であることから、議員ご質問の障害の有無に関わらず、誰もが楽しく一緒に遊べるインクルーシブな公園整備が広く注目されております。

本町の公園整備については、バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化

の促進に関する法律)の規定に基づき、平成25年に定めた「多度津町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」等に基づき、高齢者や障害者等が利用しやすい公園整備を進めているところでございます。

また、県内の状況を確認したところ、綾川町にあります令和5年4月開園の「ひだまり公園あやがわ(通称ヤドン公園)」には、四国初のインクルーシブ遊具を設置した公園が整備されております。

現在、本町の公園遊具などについては、インクルーシブの視点を取り入れた遊具の設置はありませんが、今後の公園整備については先進地の事例なども研究し、誰もが楽しめ利用しやすい環境づくりと多様性を尊重する居心地のいい遊び場となる公園の整備に努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員(中野 一郎)

この質問の最後に町長にお伺いします。

町長は令和6年度施政方針の中で、障害者福祉の充実につきましては、来年度を初年度とする第5次多度津町障害者基本計画、第7次障害福祉計画、第3次障害児福祉計画に基づき、一人ひとりの生き方を大切に全ての町民とともに幸せを実感できるまち多度津を目指し、地域住民と行政との協働連携共生による福祉社会の実現に向けた取組を推進してまいりますと述べられています。

町内には、身体障害者手帳所持者は817人います。療養手帳所持者は177人います。精神障害保健福祉手帳所持者が183人います。自立支援医療制度利用者は347人います。指定難病医療受給者は231人います。

これは、先ほどの基本計画の数値から参照で抜粋したのですが、そこで社会的包摂(ソーシャルインクルージョン)実現を目指し、障害のある人が住みよい町を作るために重点的に進めていくことは何か町長にお伺いします。

町長(丸尾 幸雄)

中野議員の障害のある人が住みよい町をつくるために重点的に進めるべきことについてのご質問に答弁をさせていただきます。

第5次多度津町障害者基本計画、第7次障害福祉計画、第3次障害児福祉計画の策定に当たり、町内在住の障害者手帳をお持ちの方と町民に対して障害福祉サービスを提供する県内の事業所を対象にアンケート調査を行いました。

このアンケートの中で、障害のある人が住みよい町を作るために重点的に進めるべきことはの質問に「医療負担の軽減」と回答した方が25%と最も多く、次いで「障害者に対する住民の理解促進」と回答された方が24.3%と高い割合となっています。

これらのアンケート調査の結果を受けて「障害の有無に関わらず、すべての町民がお互いに人権を尊重し、地域で助け合い、支え合うまち」、「すべての障害者(児)が、自分の望む生き方を主体的に選び、決めることができるまち」、「すべ

ての障害者（児）が自分の個性を発揮して地域で活躍し、きめ細かな支援を受けながら、自立した生活を送れるまち」を目指すこととし、計画の基本理念を「一人ひとりの生き方を大切に全ての町民とともに幸せを実感できる町 たどつ」と決めました。

基本理念のもとに、それぞれの計画の中で重点的に進めることとして、第5次多度津町障害者基本計画では9つの基本方針、第7次障害福祉計画では7つの基本方針、第3次障害児福祉計画では6つの基本方針を定めております。

本町を障害のある人が住みよい町とするために重点的に進めるべき施策は、大きく3つに分類しております。

1つ目が「一人ひとりが尊重し合い、支え合う」ことで、啓発、広報の推進、行政等における配慮の充実や差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止等を基本方針とした施策、2つ目が「一人ひとりが自分の生き方を選べる」ようにすることで、教育育成の充実や雇用、就業の確保、経済的自立の支援等を基本方針とした施策、3つ目が「一人ひとりが輝き、自立した生活を送れる」ようにするために保健医療の充実、生活支援サービスの充実、生活環境の整備及び防災、防犯対策の確立、情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実、学習、スポーツ、レクリエーション活動への参加の促進等を基本方針とした施策で、この大きく3つに分類される施策を重点的に進めるべきであると考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

有難うございました。社会的包摂の反対は社会的排除になるんですが、そういう町にならないよう、障害を持っている方や高齢者を含めて、あらゆる人々が自己実現や幸福を追求出来るまちづくりを町長や教育長が答弁頂いたような施策や取組の実現を進めて頂きますよう、よろしくお願い致します。

次に南海トラフ地震などの大規模災害に備えた消防団の役割についてお伺いします。

南海トラフ地震などの大規模災害の発生が危惧される中、多様化増加する消防団の役割に対応するために消防庁では消防団員の確保、方策等に関する検討会が開催されました。

その中で、基本団員を一定数確保することが引き続き重要であるとし、基本団員を確保するに当たっては、活動の負担等を考慮し、基本団員の活動の合理化等についても検討していく必要があるとの記載がありました。

そして、消防庁より通知が発出され、地域を挙げて消防団員の確保等に取り組むようにと各市町村に依頼がされています。

本町の状況を見ると令和6年1月時点で必要団員数、条例定数によりますけれども150人に対し、団員数117人と充足率は78%であり、決して高いとは言えず、団員の

高齢化も進んでいます。

消防団の役割とその重要性を今一度見つめ直し、近い将来、来年かも知れないし、明日かも知れません。到来が予想される南海トラフ巨大地震に備え、団員の士気を高めつつ、効果的な団員確保対策を講じなければなりません。

今後、団員を確保するためには地域団体との連携を一層深め、地域人材を推薦して頂くような仕組みも必要であると考えます。

そこで、次の2点についてお伺いします。

まず1点目、大規模自然災害では人手不足が懸念され、災害現場で活動出来る団員を増やす必要があると考えます。

団員には先ほどお話に出てきた基本団員と機能別団員の2種類あり、本町では基本団員に限定していますが、機能別団員を確保して団員数を増やしては、どうかと思います。考えをお伺いします。

なお、機能別団員とは、能力や事情に応じて特定の活動にのみ参加する消防団員のことです。

時間帯を限定した活動や特定の災害種別にのみ活動し、消防団の活動を補完する役割を期待されています。

通常消防団との区別を図るため、通常消防団員は基本団員、機能別消防団員は機能別団員と通称されています。

消防職団員OBで構成している機能別消防団員も全国にはあります。ということで質問に戻りますけれども機能別団員を確保して団員を増やしてはどうかと思いますので、考えをお伺いします。

消防長（青木 孝一）

中野議員の機能別団員の確保と団員数の増員についてのご質問に答弁をさせていただきます。

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）の制定から10年を迎え、この間、趣旨を踏まえ、消防団活動を支える環境や資機材整備を地域防災目線で進めてまいりました。

しかし、現在の消防団の現状は議員のおっしゃるとおり、令和6年1月現在で充足率78%となり、平成25年の143名から約18%の減少となっております。

災害時における人手不足は非常に深刻な問題と考え、災害現場で効果的な活動を確保するためには、様々な専門的知識・技能を持ち、機能別団員が参加出来る体制になれば、現場の安全管理、作業効率等の専門家目線のアドバイスが期待出来ます。

また、団員の募集については地域密着が基本となっているため、各分団管轄内の団員による声かけを主として町ホームページへの募集掲載、広報による募集、イベント時の募集パンフレット配布などを行っておりますが、思うような成果には至っておりません。

大規模災害では、同時多発的な被害が増え多種多様な要請が想定され、関係機関の支援が困難な状況になるため、地域に根差した消防団の役割は大変重要と考えております。現在、不特定多数に募集PRを行うことについて協議を行っておりますが、災害現場での活動は団員の信頼性、顔の見える関係性を重視していることから、機能別団員への理解や消防団の新たな人員交流についても協議、検討が必要と考えております。

このような中、本町では機能別団員を確保しておりませんが、昨年より年間計画を新たに検討作成し、消防職員指導の下、基本団員の知識及び技術の習得向上を目的に各種訓練に取り組んでおります。さらには、各種教育訓練を継続、維持するとともに災害時における団員の役割分担や連携体制を整備するために、特定の技術や専門知識を持った専門講師を招き、座学、実技訓練を含め、基本団員、知識・技術の標準化を図り、地域住民から活動に対する理解が得られるようにとして、消防団活動が持続可能となるように取り組んでいきます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

再質問します。消防団の現状把握と消防団の取組について回答出来る範囲で回答頂ければと思います。

消防長（青木 孝一）

中野議員の消防団の現状についての再質問に答弁をさせていただきます。

消防団は、これまで各分団別の訓練を中心に行ってまいりましたが、今後、人員の減少等を考慮致しますと、お互いに近くにいる各分団同士の応援、連携体制が重要になってくると考えております。

このため、年間の訓練計画を見直し、2回から4回へと変更し、合同訓練において団本部の取組、各分団の情報共有や各分団共同での救助訓練、または、消火訓練等を行っております。それで、各分団同士の応援連携が行える体制整備に取り組んでおります。このような訓練を継続することにより、団員の中にも専門知識を持っている方も含まれておりますので、大変意味のある訓練となっております。また、各校区で行われる町の防災訓練等に地元分団も参加して団員と地域住民が交流して顔の見える関係を構築し、新規入団希望者のきっかけとなればと考えております。

さらには、関係協会より専門分野の防災エキスパートを招いたり、消防基金の助成を受け、団員の危険予知訓練などの防災に関する専門知識の講習の計画を行い、団員個々の能力向上と知識の標準化を図り、さらなる連携活動が安全に可能となる消防団体制や災害対応能力の向上に努めております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

今、回答頂いた分についての再々質問になろうかと思っておりますけど、その消防団員の役割分担と連携整備、それと併せて今後の消防団員の募集について、どういう風に取り組んでいくかっていうことについて答える範囲での回答をお願いします。

消防長（青木 孝一）

中野議員の再々質問に答弁をさせていただきます。

先ほどの消防団の連携訓練についてですが、現在、消防団員数の各分団の人員については減少傾向にあります。

ただ、減少していても各地域における密着性で、現場での消防団の顔の見える関係は確保されていることから、まず、人員が不足している等については各団本部等が把握し、その団本部等を通して各隣にある各分団が派遣を行えるような連携体制を構築することを目標としております。

このために、先ほど申しました各分団が共同で行える救助訓練、その他、消火訓練等について共同で行うことにより、各分団同士の応援連携を理解して頂き、各分団長がその訓練に取り組むことにより、各分団への指示が明確に行えることを目的としております。

また、消防団員の募集については、機能別団員等についての専門知識等を持っている方に入って頂けることは非常に有難いんですが、機能別団員等についても不特定多数であり、また、時間的な不特定に現場に関係して来ることから、団幹部等の協議している中では、現在のところ、今後も検討が必要であろうと感じておりますが、現場のことを考えると、やっぱり顔の見える関係から各団員の声掛けから地元の消防団員を募集することを目標とするということで、現在、団幹部等の協議を進めているところであります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に今までに発生したことの無い大規模災害が発生した場合、消防団の役割は地域において重要であると思います。実際その時に何に基づいて行動するのか、また、指揮・命令系統や対策本部における各消防団の役割・使命についてもお伺いします。

消防長（青木 孝一）

中野議員の大規模災害が発生した場合の指揮・命令系統や対策本部における各消防団の役割・使命についてのご質問に答弁をさせていただきます。

消防団員は災害が発生した場合、多度津町消防団条例服務規律第11条に基づき、団長の招集命令により出動し、消防団規則第10条に基づき、団員は消防団長の指揮の下に行動を行います。指揮・命令系統は消防団長の下、団本部を組織し、管轄内に第1分団から第6分団までの各分団長の下、組織され、消防本部・対策本部と協力し、災害対策を行います。また、消防団の役割・使命として、消防団長の下、各分団が管轄内の住民に対して火災の予防活動や火災発生時の迅速な消火活動、警戒活動はもとより、地震や洪水などの自然災害時における被災者の救助や避難誘導、さらには、住民に対する防災啓発活動を通じて災害への備えなどの広報活動を行います。その際、消防団は、地域の住民に最も近いところでの活動を通じて地域住民の

安全を守るため、重要な役割と使命を担って活動を行っております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

明日、起こるかも知れない南海トラフ巨大地震、また、都市伝説では2025年7月にかつてない大災害が日本を襲うとも言われています。都市伝説ですけどね。

今回、消防団の質問をしましたが、あらゆることを想定して今から準備を進めて頂きますよう、よろしくお願い致します。

次に3番目の質問です。犬の登録率向上及び狂犬病の予防接種率の向上についてです。

令和6年2月7日に群馬県伊勢崎市の公園で、子どもら12人が、民家から逃げ出した四国犬に咬まれました。

その後、飼い主がこの犬に法律で義務づけられている市町村への登録と狂犬病予防接種を行っていなかったことが分かりました。

私も以前、我が家の柴犬の散歩中に偶然鉢合わせた別の柴犬が飼い犬の手から離れてうちの柴犬に飛びかかってきたので、やめろと制止したところ、自分の飼い犬に手を咬まれました。

散歩中の犬のリードを離すことはもってのほかで、そういう人には犬を飼う資格はないのではないかと思います。

狂犬病予防法により、犬の所有者は登録の申請、一生に1回をし、鑑札の交付を受けなければならないと定められています。そして、毎年1回、4月から6月までに狂犬病予防注射を受け、注射済み票の交付を受けなければならないとされ、これらに違反があれば20万円以下の罰金または過料が科されることになっています。

ところが、多くの人が登録されないまま、予防接種を受けないまま、多くの犬が飼われているのが現状であろうと思います。

私の近所でも先日8年間飼った犬が亡くなったという話を聞いたので、そうしたら役場に死亡届を出さなければいけないよと言うと、そもそも登録してない。という話でした。

今どき登録していない人は、いないだろうと思っていましたけれども、登録せずに、狂犬病の予防接種も受けてない犬もいることが分かりました。

幸い、日本国内では狂犬病の発生はありませんが、近隣諸国では狂犬病が蔓延し、日本への狂犬病侵入のリスクは皆無ではありません。

狂犬病はウイルスによる感染症であり、犬の飼い主には年1回以上の狂犬病予防注射が義務づけられています。

しかし、近年、狂犬病予防注射の接種率は、低下傾向にあると聞いています。

確かに、現在は国内での感染例はありませんが、海外ではまだ多くの国々で狂犬病が発生しており、年間で約6万人、10分に1人が死亡していると言われています。

また、令和2年5月にはフィリピンで犬に咬まれた方が日本国内で狂犬病を発症し、その後、お亡くなりになったとの報告があります。

予防接種の案内を出そうにも、まず登録がなされていなければ、周知することも出来ません。

罰則を振りかざして登録を求めるといよりも、自主的に登録してもらうことから、ペットは家族の一員であるという飼い主の心を大切にしたい犬の住民票を発行している自治体があります。

そこで、次の6点についてお伺いします。

まず1番目、香川県は全国で2番目に人口100人当たりの登録頭数が高い県です。7.22匹です。マイクロチップ装着義務化やコロナ禍以降、犬の登録頭数の増減について最近5年位で他の市町との比較なども含めてお伺いします。

これ、時間の関係で、本町の実績ベースでお願いします。

住民環境課長（土井 真誠）

中野議員の犬の登録頭数の増減についてのご質問に答弁をさせていただきます。

それでは、本町の畜犬登録頭数について、ご報告をさせていただきます。

令和元年度の登録頭数が1,610頭、令和2年度は1,620頭、令和3年度は1,592頭、令和4年度は1,531頭、令和5年度は1,474頭でございます。

令和元年度から令和5年度にかけての登録頭数は136頭減少し、率にして8.4%減少しております。

また、県内の市町別に登録頭数の増減を見た場合、この5年間で登録頭数が増加したのは4市町、減少したのは13市町でした。

なお、令和元年12月以降のコロナ禍やマイクロチップの装着義務化が始まった令和4年6月1日以降において、新規の登録頭数に大幅な変化はございませんでした。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

犬の登録をしていない人は、アンケート調査を実施した市町の結果を見ると大体20%から30%は登録していない人がいるようです。

そこで、犬の未登録者への対応はどのようにしているか、お伺いします。

住民環境課長（土井 真誠）

中野議員の犬の未登録者への対応についてのご質問に答弁をさせていただきます。

犬の未登録者への対応については、登録が必要であることの周知と致しまして、町広報紙に掲載するとともに厚生労働省が作成したポスターを役場庁舎や各公民館に掲示することで普及啓発を行っております。

また、未登録の飼い犬に関する情報が寄せられた際には、登録状況の確認や現地調査を行った上で、飼い主に対して狂犬病予防法第4条の規定により、犬の所有者は犬を取得した日から30日以内に厚生労働省の定めるところにより、その犬の所在地

を管轄する市町村長に犬の登録を申請する義務があることを説明し、畜犬登録するよう指導を行っております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に狂犬病の予防注射の接種率の状況についてお伺いします。これも年度の推移と県内市町の比較をお願いします。これも先ほどと同じように時間の都合で、本町ベースの数値の推移をお願いします。

住民環境課長（土井 真誠）

中野議員の狂犬病予防注射の接種率の状況についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町の狂犬病予防注射の接種率ですが、令和元年度の接種頭数が1,190頭、接種率は73.9%。令和2年度は1,125頭で69.4%。令和3年度は1,159頭で72.8%、令和4年度は1,119頭で73.1%、令和5年度は1,067頭で72.4%です。令和元年度から令和5年度にかけての接種頭数は123頭減少。接種率は1.5%減少しております。

また、県内の市町別に接種率を比較した場合、本町の令和5年度の接種率は上から4番目となっております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に狂犬病の接種率の向上策について、現状、どのように取り組み、今後どのように取り組んでいくのか、お伺い致します。

住民環境課長（土井 真誠）

中野議員の接種率の向上策の現状と今後の取組についてのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、現状の取組と致しましては、狂犬病予防注射の実施、鑑札の作成、注射案内ハガキの作成と発送などの業務を公益社団法人香川県獣医師会に委託しております。年間の流れと致しましては、狂犬病予防法施行規則第11条の規定により、狂犬病の予防注射を4月1日から6月30日までの間に1回受けさせなければならないということになっていることから、まず、3月末に県獣医師会から畜犬登録をしている直近の5年以内に予防接種を受けた犬の飼い主に対して、狂犬病予防注射の案内ハガキが発送されます。

また、5年以上未接種の犬の飼い主に対しては、町から狂犬病予防注射の案内ハガキを送付しております。

次に家の近くの会場で多くの飼い犬に予防接種を受けて頂くために、集合狂犬病予防注射を4月の土・日の6日間で、町内の延べ20会場において実施しております。日程等につきましては、町広報紙やホームページに掲載するほか、四国新聞の折り込みチラシでも周知を行っております。

令和5年度は、この集合注射による接種頭数は376頭で、全体の接種頭数である1,067頭に対して約35%となっております。残りの691頭は動物病院等で予防接種を受

けています。

さらに、8月に7月末時点で未接種の犬の飼い主に対して、ハガキで通知を行っております。また、毎年9月20日から26日までは動物愛護週間となっており、この期間に合わせて、毎年9月の町広報紙に動物の愛護と適正な飼育に関する啓発記事を掲載しております。

今後の取組と致しましては、犬が死亡した後に登録抹消の手続をとらない飼い主に対しては、近年の接種状況などから犬の生存状況についての調査を行い、より正確な接種状況と飼い犬がどこに何頭いるかの把握に努め、引き続き、ポスター、ホームページ、広報等を活用し、狂犬病に対する正しい知識の普及と予防接種の重要性について啓発し、接種率の向上に努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

狂犬病予防法の違反は狂犬病予防法第27条第1号の規定により、犬の登録申請をせず、鑑札を付けず、また、届出をしなかった者は20万円以下の罰金が科せられます。その対応はどのように行っていますか、お伺いします。

住民環境課長（土井 真誠）

中野議員の狂犬病予防法違反者への対応についてのご質問に答弁をさせていただきます。

狂犬病予防法第4条に基づく登録をせずに犬を飼っている事案につきましては、直ちに登録状況の確認や現地調査を行った上で、飼い主に対して畜犬登録をするよう指導を行っております。

すぐに飼い主が登録を行わない場合でも、まずは、定期的な訪問や連絡による指導を行い、飼い主が自発的に畜犬登録するよう促しております。

しかしながら、万が一、未登録の犬が人を咬むなどの事故に繋がる可能性がある場合や未登録による多頭飼いが判明した場合には、警察等と連携して適切に対応してまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に先ほどもちょっと話しましたが、犬の住民票を発行してもらえないかお伺いします。

住民環境課長（土井 真誠）

中野議員の犬の住民票の発行についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご提案の犬の住民票に関しましては、埼玉県春日部市や東京都板橋区等で畜犬登録頭数や予防接種率の向上などを目的として導入がされております。畜犬登録頭数及び予防接種率を向上させることは、狂犬病発生の予防と蔓延防止のため、大変重要で犬を守るだけでなく、社会を守ることに繋がります。

犬は、家族の一員であるという飼い主の心を大切にした動物愛護の精神により、畜

犬登録を促す犬の住民票などの先進地事例を調査し、公衆衛生の向上と公共の福祉の増進のために効果的な取組を研究してまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

狂犬病の予防接種率は、香川県の平均が約62%に対して本町は72%と県の平均より10%も高いんです。

これは普段から、町の方で狂犬病の接種に対してご努力頂いている結果だと思えます。

全国の市町村の中には人と動物の共生社会の実現のために、条例を制定しているところもあります。

人と動物が気持ちよく共生していくためには、町民が遵守していかなければならない関係法令があり、動物を飼っている人は周囲に迷惑をかけないように配慮しなければなりません。

動物を飼うことは、周囲の環境に対しても責任を伴います。今、飼えなくなったからといって動物を捨てる人もいます。動物を捨てることは犯罪です。動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、100万円以下の罰金の対象になります。

世の中には本当に理解出来ないことをする人がいますが、町民がルールを守って動物を飼ってもらえるように今後とも支援をお願いしたらと思います。よろしくお願ひします。

以上で、私の質問は終わります。有難うございました。

議長（小川 保）

これをもって7番、中野 一郎 議員の質問は終わります。

ただ今より、暫時休憩をしたいと思います。

議場内の時計で11時5分開始と致します。

休憩 午前10時48分

再開 午前11時5分

議長（小川 保）

休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

次に4番、藪内 真由美 君。

議員（藪内 真由美）

4番、藪内 真由美でございます。本日もよろしくお願い致します。

令和6年6月定例会におきまして、次の2点について質問をさせていただきます。

1点目、外国人の人口比の推移と町内在住の住民施策について、2点目、国際交流事業について、一問一答方式でお願いいたします。

まず1点目についてです。外国人の人口比の推移についてお尋ねします。

住民環境課長（土井 真誠）

藪内議員の外国人の人口比の推移についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町における外国人の人口比の推移につきましては、平成11年4月1日の総人口が2万4,033人、外国人人口が139人となっており、総人口に占める外国人構成比率は、総人口の0.6%でございました。また、平成21年同日の総人口は2万3,832人、外国人人口が607人となっており、外国人構成比率は2.5%でございました。

次に、平成31年同日の総人口は2万3,451人、外国人人口が996人となっており、外国人構成比率は4.2%でございました。

最後に、令和6年同日の総人口は2万1,995人、外国人人口が1,098人となっており、外国人構成比率は5.0%でございます。また、本県における外国人の推移と致しましては、平成31年1月1日の1万2,467人から令和5年度では1万4,753人へと増加しており、令和5年1月1日時点での県内総人口に占める外国人構成比率は1.5%でございました。データの集計時期に違いはありますが、令和6年4月現在における本町の総人口に占める外国人構成比率5.0%は、県内でも高い状況にあります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪内 真由美）

平成、令和と全人口比が高くなっている現状かと考えますが、今後も右肩上がりが増加すると想定した場合には、こういった外国人への支援策があるのか、お尋ねします。

町長公室長（山下 佐千子）

藪内議員の外国人への支援策についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町におきましては、町内企業における外国人技能実習生などを対象として、交通指導員の派遣や交通公園の無償貸出し、町内のゴミ出しに関するルールを説明する職員の派遣等を行っております。また、来庁者に対しましては、書類の読み取りも可能な音声翻訳機用窓口に設置するなど、円滑な対応に努めております。

子育て、教育分野におきましては、多度津町子育てガイドブック及び母子手帳、電子母子手帳の外国語表記の掲載やアプリケーションを活用した翻訳対応を行うほか、日本語の習熟度が不十分な幼児・児童・生徒などへの支援を目的として、職員を派遣しております。さらに、必要に応じて日本語指導等を行うボランティア団体を紹介するなど、複数の分野で外国人居住者等を対象としました支援策を実施しております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪内 真由美）

有難うございます。多度津町は、人口比では県内トップかと思われれます。外国人の方々が日本という国で、香川の多度津町に住んでよかったと思ってもらえるよう、支援対応を今後ともお願いします。

2点目にまいります。2点目の国際交流事業について、町内における国際交流団体の状況をお尋ねします。

町長公室長（山下 佐千子）

藪内議員の町内の国際交流団体の状況についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町が状況を把握しております国際交流団体につきましては、多度津町国際交流協会がございまして、この団体の事務局は、町長公室に置かれておりますが、町とは異なる組織であり、公益財団法人の認定を受けているものでございます。主な活動内容と致しましては、国際交流や多文化共生と本町の国際化の推進に寄与する事業を行う各種団体に対する助成金交付に加えまして、多文化共生推進のための講演会を開催しております。この講演会につきましては、外国の文化や習慣、国際情勢等の理解を深めることを目的としたものでございます。新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年度から令和4年度までの4年間は開催出来ておりませんでした。令和5年度については令和6年2月に開催致しました。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪内 真由美）

再質問をお願いします。因みに今年2月には、どのようなことを開催したのか、教え願えますでしょうか。

町長公室長（山下 佐千子）

藪内議員の再質問に答弁をさせていただきます。

今年2月23日に地域交流センターにおいて、国際交流講演会としてJICA国際協力、出前講座、「身近な国際協力で世界と繋がるワクワクを」を開催致しました。講師の田村美津子氏は、青年海外協力隊など、JICA海外ボランティアを経験しており、帰国後、地元香川県で外国人技能実習生たちと一緒に取り組んでいる身近な国際交流やアフリカ支援についてお話をして頂きました。また、講演だけではなく、アフリカのカラフルな布を使ったクルミボタン作りも参加者全員で体験し、好評でございました。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪内 真由美）

町内には多度津日本語交流の会、いわゆる「たにこ」と多度津ユネスコ協会、多度津ライオンズクラブ、そして少林寺拳法などの各種団体がございまして、これらの団体と行政との連携や団体相互の連携についてお尋ねします。

町長公室長（山下 佐千子）

藪内議員の各種団体との連携及び団体相互の連携についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員が言及された団体の中で、多度津町国際交流協会が行う助成金交付事業の対象団体として多度津日本語交流の会、通称「たにこ」がございまして、当該団体は、本

町近辺に暮らす外国人の方々に対しまして、日本語指導等の支援を行っており、多度津町地域交流センターにおいて毎月2回活動を行っております。本町としましては、当該団体を公益性の高いものと認め、その活動の場である多度津町地域交流センターの会議室使用について支援するに留まっておりますが、多度津町国際交流協会の事務局として必要に応じ、情報共有や意見交換を行うなど相互の理解を深められるよう対応致します。なお、その他の団体や団体間の関係性等につきましては、本町は把握しておりませんが、引き続き、町内における国際交流関係団体の動向等に関して情報収集に努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪内 真由美）

町として、これらの団体に対して支援施策を打ち出すことは出来ないのでしょうか。

議長（小川 保）

再質問でよろしいですか。

議員（藪内 真由美）

3番目です。

町長公室長（山下 佐千子）

藪内議員の町としての支援施策についてのご質問に答弁をさせていただきます。

町として新たな支援施策を講ずることとなれば、その予算やマンパワーが必要となることから、現状では困難であると考えております。

しかしながら、多度津町国際交流協会の事務局として、既成の枠組みの中で助成金事業を最大限に有効活用して頂けるよう、助言等をしてまいります。また、必要に応じまして香川県国際交流協会等の行う支援メニューを案内するなど各種団体の支援に繋がりたいと考えております。

今後につきましても香川県国際交流協会を始め、県内他市町の国際交流協会の施策等を注視するとともに町内における多文化共生や国際理解等に有効な施策に関して、引き続き研究してまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪内 真由美）

次にまいります。多度津町国際交流協会の予算と今後の用途についてお願いします。

町長公室長（山下 佐千子）

藪内議員の多度津町国際交流協会の予算についてのご質問に答弁をさせていただきます。

多度津町国際交流協会における令和6年度予算につきましては、経常収益が2,000円、経常費用が101万円としておりますが、実質的な事業費と致しましては、先ほどの答弁で申し上げた各種団体への助成金交付や講演会の開催を想定しておりますことから、例年と同様に5万円程度を見込んでおります。なお、令和6年3月

31日現在における本協会の資産と致しましては、普通預金が101万2,917円、定期預金が1,800万円でございます。今後、本町が主体となり、国際交流活動を開始しようとする際には、本協会が実施する助成金交付事業の対象としてもらえるよう、要望するなど必要となる支援について協力依頼をしております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪内 真由美）

5番目の質問になります。国際交流において相互交流は廃止なのか、お尋ねします。

町長公室長（山下 佐千子）

藪内議員の相互交流の廃止か否かについてのご質問に答弁をさせていただきます。以前、中国の上海市普陀区との相互交流を実施しておりましたが、現状を申しますと平成22年度に行った小・中学生の交流を最後に当該地域との交流は途絶えている状況でございます。しかしながら、これにより、今後、相互交流を行わないという訳ではなく、町内における多文化共生推進のための取組など広い意味での国際交流について検討するとともに、その時々に応じて適切に対応しております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪内 真由美）

子どもたちにグローバルな環境を作るのも重要かと思いますが、復活はないのでしょうか。

教育総務課長（池田 友亮）

藪内議員の子どもたちにグローバルな環境の復活についてのご質問に答弁をさせていただきます。

児童・生徒にとって、国際的な環境を経験することや異なる文化と交流を図ることは広い視野を持ち、自らが国際社会の一員であることを自覚出来るなど貴重な学びとなると考えています。ただし、生徒たちの相互交流については、行政間の信頼関係を築き現地での安全を確実に担保した上で実施すべきであると考えています。よって、姉妹都市提携等がない状態では、復活は難しいと考えています。今後、交流の方法と致しましては、インターネットを通したオンラインで交流する方法なども考えられますので、実施の方法について検討を重ねてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪内 真由美）

再質問です。グローバルな環境を作るに付随しての質問です。

国際交流の復活がまだ見込めるようであれば、まずは、町内に住んでいる外国人との交流も含め、外国語の挨拶なども広報などで周知する。または、子どもたちへ挨拶語など、簡単な町内に住む外国人の言語などを冊子などで配布するなど検討してはいかがでしょうか、お尋ね致します。

教育長（三木 信行）

藪内議員の再質問に答弁をさせていただきます。

グローバルな環境を作るということで広報するっていうのは、とても良いアイデアだと思っています。各学校の外国語の習得の状況について、まず、お知らせをしたいと思います。議員がご提案頂いたようなことに関しましては、今、小学校でも外国語活動及び5～6年生には外国語の授業があります。小学校4年生では世界の挨拶ということで英語はもちろん、フランス語、ドイツ語、それから多度津町にも、それを使っている子どもたちのいるスペイン語、ポルトガル語、中国語、韓国語等の挨拶について学ぶ場面があります。5年生になると世界の有難うということで、有難うの言葉をどんな風に色んな言葉で使うのか。それから、6年生になると食文化で世界の朝食というような関連がありまして、小学校の外国語の習得については、基本的には外国語活動から始まっておりますので、イメージとしてリーディングとかグラマーではなくて対話とか活動が重視ということで、6年生まで行なっています。従って、議員のおっしゃるような暮らしや文化に密接したような学習を致しております。今後、グローバルな環境ということ、教育委員会あたりが主導になってそういうものを作るっていうのも考えられるんですが、学校の中でも恐らく色んな活動をしていると思いますので、そういった辺りを活用出来ないかなという風に考えております。以上、答弁とさせていただきます。

町長公室長（山下 佐千子）

藪内議員の再質問に答弁をさせていただきます。

現在、発行しております広報に関しまして、外国語を活用する記事はございません。外国語と申しましても様々な言語がございますので、その中で、どの言語を選ぶかを考えていく必要がございます。外国人居住者に対して支援策を行っております各担当より、どの言語が町内でよく使われているかを聞き取り、英語だけではなく、実際に町内で多く使われている言語を広報などで紹介する記事が出来ないか検討してまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪内 真由美）

教育長と町長公室、山下課長、有難うございます。

安心致しました。多度津町内の子どもたちが、4年生以上、挨拶の言語が分かっているということで認識してよろしいんですね。よろしくお願い致します。

それでは、分かっていないのは大人だけということなので、広報の方でよろしくお願い致します。

次にまいります。町長へお尋ねします。

以前、中国上海市普陀区と友好都市として交流しておりましたが、先ほどの答弁でもありましたが、2010年、平成22年、第13回多度津町小・中学生普陀区への翼を最後に、その後は、国際状況不安定で現在までの14年間交流はありませんでした。こ

れは、中国上海市普陀区との交流は解消という認識でよろしいでしょうか。そうであれば、今後は他の国との交流は、お考えありますでしょうか。お尋ね致します。

町長（丸尾 幸雄）

藪内議員の今後の国際交流についてのご質問に答弁をさせていただきます。

中国の上海市普陀区との交流につきましては、友好都市として20年続きましたが、前町長が退任した時に、普陀区との交流については継続しないと言われました。引継ぎを何度もお願いを致しましたが、前町長との締結に関わった先方の相手も引退したので、これで終わるとの一点張りでした。これは、2001年に友好都市提携に関する協定を締結し、10年ごとに意思の確認を行うという内容に基づくものでございましたが、当時、町職員で普陀区関係者と直接連絡を取れる者はおりませんでした。交流をしたくても出来なく、止むを得なく解消に至ったと思っております。今後につきましては、町内における多文化共生推進のための取組など、広義での国際交流について検討をしておりますが、他の国との相互交流を行おうとする際には、その地域や周辺を取り巻く社会情勢等について事前調査し、安全性を確保する必要があると考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪内 真由美）

有難うございました。私事ではございますが、私は1995年、今から29年前、第1回多度津町普陀区への友好の翼に個人として申込み、当時、小学生の息子と娘の3人で交流訪問に参加致しました。普陀区人民政府の熱烈な歓迎を受け、幼稚園、小学校など視察観光し、また、市民家庭での昼食接待を受けるという異文化に触れる体験訪問でした。とても素晴らしい有意義な交流だったと記憶しております。そのような交流を町内の未来ある子どもたちが体験することで、国際的視野を持った人材育成になるのではと考えます。基金は、そのために使用するものなので、頑なに姉妹都市協定に拘らずとも良好な町や子どもたちにとって、有意義な町などと交渉し、早い段階で国際交流視察など、考える時期であろうかと思えます。インターネットを通して、オンラインで交流するのもよいですが、また、それとは違って他国へ行き、その国の文化や人と会話をするなど体験することが、将来の子どもたちがグローバルに活躍出来る礎になるのではないかと考えます。長くなりましたが、どうぞ早い段階での子どもたちのための国際交流が復活するようお願い、私の一般質問を終わります。有難うございました。

議長（小川 保）

これをもって、4番、藪内 真由美 議員の質問は終わります。

これより休憩に入ります。再開は13時でお願い致します。

休憩 午前11時34分

再開 午後 1 時 0 分

議長（小川 保）

休憩前に引き続き、議会を再開致します。

次に13番、渡邊 美喜子 君。

議員（渡邊 美喜子）

13番、渡邊 美喜子、一般質問をさせていただきます。

1 点目は交通困難者のニーズを的確に把握。

2 点目は学校給食における食物アレルギーの対応は。

この2点でございます。一問一答方式です。

1 点目の質問は交通困難者のニーズを的確に把握についてであります。12月、3月定例会に交通困難者の交通手段確保、福祉タクシー券の増額など一般質問をさせて頂きました。

3月定例会の一般質問において、町長答弁は「今年度、来年度の交通手段事業は、交通手段を導入するかしないかの検討でなく、何を導入するのかといった具体的な検討のために実施する。地域に適した交通手段の導入に向け、取り組みを進めます」と前向きな答弁を頂きました。

町が交通手段を実施するに当たり、チョイ来た移動車の現状を知って頂き「地域に適した交通手段の導入」に向けて参考にして頂ければと思います。

今現在、利用者登録された総人数が135名、運転ボランティア23名、受付ボランティア42名、運行曜日は火・金（週2回）でしたが、7月からは火・木・金（週3回）の運行計画であります。多くの利用者から大変に喜ばれ好評であります。しかし利用者の人数が多く、対応が出来難いことが大きな課題であります。登録者は135名、週3回運行するとなると1箇月に48枠の方を乗車することになります。中には念のため、お守り的に登録する方もおられますが、予約電話をお断りすることもあるのではないかと思います。町長答弁を頂いてから3箇月しか経過していませんが、町長の施政方針でよく言われています「集中と選択」を發揮して頂き、多くの交通困難者の思いを聞いて頂きたいと願っています。町のお考えをお伺いします。

町長（丸尾 幸雄）

渡邊議員の交通困難者のニーズの的確な把握についてのご質問に答弁をさせていただきます。

令和6年3月定例会での渡邊議員の一般質問において、令和6年度の事業として国土交通省所管の「共創・Ma a S実証プロジェクト」における「モビリティ人材育成事業」を活用し、住民の方や交通事業者との協働で今後の公共交通を検討する場づくりや住民アンケートなどを実施し、まずは、本町の住民ニーズに適した交通手段のあり方について検討していくと答弁をさせて頂きました。

現在の進捗としては、当該事業は民間主導で実施することから、協力頂いております民間事業者が申請主体となり国に交付申請を行い、先般、国土交通省から採択の内示があったとの連絡が届いたところであります。

しかしながら、当該内示額が交付申請の額から4割ほど減額されたことから、住民アンケートについては実施を取りやめ、住民ワークショップのみを実施する予定としております。

減額の理由については公表されておりませんが、全国的に申請が多かったことなどが影響しているものと考えております。

今年度の具体的な事業内容としては、無作為抽出した町民を委員として「これからの多度津町の地域交通を考える」をテーマにワークショップ「自分ごと化会議」を4回ほど実施する予定であります。

当該会議は委員を無作為に抽出することで幅広い層の参加が見込まれ、町民の方々の日常生活に基づいた視点から、より実態に則した地域交通に関する課題やニーズを話し合うことが出来るものと考えております。また、会議の中では課題解決に向けた議論も行って頂き、最終的には町に対する提案書を提出して頂く予定としていきます。

なお、この「自分ごと化会議」につきましては公開型で実施致しますので、議員の皆さんもお時間がありましたら、是非、傍聴にお越し頂けたらと思っております。最後に来年度以降につきましては、自分ごと化会議からの提案書を基に実証実験などの具体的な事業計画を策定する予定であり、今後も住民ニーズを的確に把握しながら地域交通の導入に向けて事業を推進してまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

この自分ごと化会議という言葉なんですけども、すごく、いずれ我が身という形で、本当に「チョイ来た」もそうでございます。運転ボランティアそれから受付ボランティア、皆さんがそうなんです。いずれ我が身という部分がありまして、だから、本当にボランティアで皆さん、丁寧に親切に頑張っている。大変に好評ということが、そこになるのかなという風に思っております。名前はすごく、どなたがつけられたかと思うんですけども、良かったなという風に思っております。そこで、「チョイ来た」利用者のニーズを把握するという事で、お話をさせていただきます。この「チョイ来た」利用者のほとんどの皆さんが、タクシー券を頂いているという方、もう100%近いと思います。それから、135名の方の年齢なんですけども、78歳から97歳という高齢でございます。実際に免許証を自主返納している。車にはちょっと乗られないっていう、本当に完全に交通困難者であるという風に私は受け止めています。そして買物が7割、そして病院へ行くのが3割というアバウトなんですけども、大体こういうことになっています。一人暮らしが多いということなん

ですが、先日、募集した結果、約6名の方が、ご夫婦でございます。ご夫婦で登録されるという形になるんですけども、一人暮らしが多いということで最近では、朝、桃陵苑の車で行きまして、そして桃陵苑でデイサービスに参加して帰りは「チョイ来た」を利用する。1時からの利用をして、そして「チョイ来た」で買物をして自宅へ帰るという方もおいでます。それから、もう1点は、ご主人さんの介護をしているので、朝は社協のバスでストレス解消も含めてっていう部分で社協のバスで行って、でも限度が2時間位で帰らなければならないということで、そこも「チョイ来た」を1時から利用して頂いております。こういうケースが少しずつ増えて来ているのも事実であります。交通困難者の生活を守ることになり、住み慣れたところで安心して生活することに繋がると強く感じております。それから、先日、都会で住んでる方から、ふるさととは地元ということでふるさととは多度津なんですけども、老後、多度津の方へ帰りたいたいという思いで一生懸命頑張りました。でも車がない。不便である。実際それで帰っていいのかと。そういう部分で今すごく迷っているというご意見も頂いております。私たち「チョイ来た」も週3回、頑張りますが、でも1日も早く第3という部分で頑張って頂きたいんですけども、実は募集135名、以前は80名位でした。そして5月の13日から17日、5日間、電話9時から12時ということで電話を掛けて頂いたんですけど、13日初日の日、私が担当致しました。そしたら、9時から12時にじゃんじゃか電話がかかってきて、30名位の方から電話がありました。いかに皆さん、困っているのかなっていう部分を感じました。そこで実は先ほど言いましたが、135名中、1箇月に3回で48名を送るという形になる訳でございますが、でも、48名のほとんどの方をお断りしなければならない。それももう一つ、お一人様に月2回ということで決まっていますので、これを1回にするのかどうかは、まだまだ検討のあれなんですけども、でも2回としたら48名ですので、24名の方しかサービスが提供出来ないという部分で、本当に電話頂いて必死に是非ともお願いしますということで電話をもらったんですけども、やはり、本当にこれ、大丈夫なのかな。電話をかけて頂いてもお断りするケースが増えるのかなという、その断ることがすごく辛いなっていう風に強く思いました。そこで質問なんですけども、こういう状況の中で町長さんに伺います。こういう状況の中で、とてもじゃないけど「チョイ来た」だけでは、十分にサービスが出来ないという部分で、今、先ほど言われましたが、自分ごと化会議を開いて、出来るだけ1日も早く何らかの形で運行して頂ければという風に思っておりますので、その点、どうでしょうか。町長に伺います。

議長（小川 保）

再質問でよろしいですか。

議員（渡邊 美喜子）

はい、再質問です。

町長（丸尾 幸雄）

渡邊議員の再質問にお答えをさせていただきますけども、まず最初に、この「チョイ来た」号の運行につきましては、本当に有難く感謝をしているところです。

この「チョイ来た」号が運行されているおかげで、交通困難者としての高齢者の方々が、どれだけ助かっているかということは、本当に見てましても、もう頭が下がる思いで、感謝、感謝であります。そして、この「チョイ来た」号につきましては、全くのボランティアでありますので、ボランティアの方々がたくさんいらっしゃる。多度津町にたくさんいらっしゃる。そういうことも非常に有難い。感謝をしているところであります。この「チョイ来た」号につきましては、今1台で運行しておりますけども、それをもし皆様方との相談の上でのことになりますけど、増車ということも視野に入れて考えていきたいと思っています。それと国の方の施策として、ライドシェアっていうのが今あります。これは、タクシー会社と共同で車を運行していく。そういう中で、ライドシェアももっと幅広く、今のところは、まだ、タクシー会社との連携の中で行っていくことしか出来ないんですけども、もう少し考えていけば出来るのかな。例えば、自治体ライドシェアっていう言葉も出てますけども、そういう方向性も見られると思いますし。ただ、やっぱり根本的にあるのは、町民の皆様方、ボランティアの皆様方の活躍、活動というのが、1番、頼もしく心強く思っているところです。ちょっと話が横に逸れて申し訳ないんですが、以前に「わがまち未来会議」っていう四国新聞の企画によりまして、多度津町の町民の皆様、ボランティアの方、産官学で集まって頂いて色々な話をさせてもらいました。その時に総括というのか総評として最後にお話をさせて頂いたんですが、やはり、ボランティアの町民の皆様っていうのが1番大事だと思ってます。そういう意味では、私が自分の言葉で表わしたのは、多度津町の町民性が変わってきたっていう言葉を使わせてもらいました。それは、今までにはなかったボランティアな町民の皆様方が色々なことに関わっていく。活動していく。そういうことに喜びを感じている方が多くなってきた。それは本当に多度津町のこれからの発展におきましても、大変嬉しいことだと考えています。そういう中で、ちょっと問題がちょっとずれて、渡邊議員さんに申し訳ないんですけど、そういう中では「チョイ来た」の活動、活躍というのは大変嬉しく思ってます。また、公共交通機関をどういう風にして使っていくか、今からの自分ごと化会議の中でも色々なお話をさせて頂きたいと思ってますけど、やはり、「チョイ来た」号はデマンドタクシーの形態です。そして、ライドシェアもデマンドタクシーの形態です。これからはそういう風な方向性なんだろうなということは、薄々というのか感じられております。コミュニティバスを多度津町で運行すれば、3,000万から4,000万位の赤字が毎年発生する事が予想されますので、やはり多度津町の財政状況を考えた時は、このライドシェア、そして「チョイ来た」、そのようなことで、町民の皆様方とともに、この交通

手段を行っていかうと思っております。どうかご理解頂きますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

ライドシェアにつきましては、これで町長のお話の中で3回、お聞き致しました。でも実際、私もこの件につきまして勉強させて頂きました。でも、奥深いものがありまして、一般の方を乗車させて、その交通困難者を受け入れるということなんですけども、これは、私の知識の中で話をするんですけども、やはりこれは、大都会とか東京とか神奈川とか、そういう部分で大都会でタクシーを拾えない。タクシーをなかなか観光地であって、なかなか外国の方も含めて、拾えないからっていう部分で、国の施策からライドシェアという部分で来てると思うんですけども、それが多度津町に、実際に該当するのか適当なのかっていうことに対して、すごく不安を持っていますし、それからもう一つ気になるのは、やはり、私たち「チョイ来た」は、金額がすごく安いんですよね。そういう部分も、すごく、皆さんから有難いっていう思いがあるんですけど、ライドシェアになりますと、やはりタクシーの金額と同等の金額という部分になろうかと思えますし、ある自治体では2割から3割安くして、そして、その2割、3割安い分は、市が工面すると。補助するという形も聞いております。実際それが、多度津町に適しているのかどうかっていうのはすごく私自身、不安を持っております。ますます勉強しなければ、ならないのかなという風には正直思っております。ライドシェアにつきまして、町長の町の方針なのか、そういう交通困難者の方針としては、そっちの方に向けて来ているのでしょうか、再質問でございます。

議長（小川 保）

再々質問ということで、よろしいですか。

議員（渡邊 美喜子）

再々質問です。

町長（丸尾 幸雄）

渡邊議員の再々質問にお答えをさせていただきますけども、そのライドシェアというのも民間になりますので、行政が直接介入するものではありません。これは、ライドシェアもそれから「チョイ来た」号の運行も、そして今の色々な形態でのデマンドタクシーもあります。そういうものは、行政がではなくて、ただ、先ほど渡邊議員さんもおっしゃったように、行政がその補助をしている。補助金を出している。助成している。というところ。そういう行政もあるとは思っています。ただ、やはり、自立するような公共交通機関でないと、これは、長続きしないんじゃないか。そういう意味では「チョイ来た」は、まず是非ボランティアの皆様方のお力で長続きをして頂きたいと切に願っておりますが、それに加えて民間の方々の交通公共交通機関としては、そういうライドシェアのようなデマンドタクシー型のものが、こ

れからの主流になっていくのではないかなと思っています。行政がたちまち、そういうことをするというものではありませんので。それは、どうかよろしくお願いを致しまして、再々質問の答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

答弁頂きました。これから、ワークショップ。ニーズに合わせたということで町民の皆さんが、どのように考えているのかということで、今後、何名かの方を集めて、その上で多度津町のニーズに合ったという部分になろうかと思いますが、どうかその点、何が1番いいのか。多度津町に合ってるのか。それから、高齢者だけでなく若い方も含めて、やはり1番多度津町に合った内容・事業でなければならぬのかなということ強く感じておりますので、その点、十分にお話を。私も傍聴に出かけますので、よろしくお願ひしたいと思います。有難うございます。

それでは、次の質問にさせていただきます。学校給食における食物アレルギーの対応についてであります。このことにつきましてでございますが、5月1日に学校給食の事故が起きたという報告がありました。食物アレルギーは卵や牛乳、小麦など特定の食べ物をとることで、身体に生じるアレルギー反応を言い、蕁麻疹などの軽度の症状から呼吸困難や腹痛・嘔吐などの症状が複数同時に、かつ、急激に現われる状態をアナフィラキシーショック、中でも急激に血圧低下や意識障害等があるとされています。直ちに対応しないと命を落とすこともあると言われております。

そこで質問です。学校給食事故の状況や対処などについて詳細に説明を伺います。

議長（小川 保）

渡邊議員、確認しておきますが、植物アレルギーなのでしょうか。食物アレルギーなのでしょうか。植物アレルギーという風に読まれておりますが、食物アレルギーなのでしょうか。確認です。

議員（渡邊 美喜子）

植物アレルギーですね。

議長（小川 保）

という風に言われましたが、通常は食物アレルギーというのが。

確認ですのですね。

教育長（三木 信行）

渡邊議員の学校給食事故の状況や対処などについてのご質問に答弁をさせていただきます。

本年5月1日に発生した学校給食におけるアレルギー事故については、安心・安全な食事の提供をすべき給食センターにおいて起こってはならない事案だったと反省し、今後このようなことが起きないように給食センターはもちろん、納入業者、給食センターの運営を行っている特定目的会社SPCに対しても注意喚起及び支持を行いました。

それでは、令和6年5月1日に発生した本町の児童及び善通寺市の生徒が給食終了後、食物アレルギー症状を発症した学校給食事故の状況や対処のうち、本町の児童の状況について報告します。

本町の児童については、給食終了後の13時30分頃、本人がアレルギー症状を訴えたため学校でエピペンを打ち、救急搬送されました。原因食品を特定するため母親が給食センターへ問合せを行い、「がんもどき」に小麦が含まれていることが判明しました。児童は、同日は入院し、翌日昼頃退院しました。

同時に本町では給食を提供している幼稚園、小・中学校に対して同様の症状が出ている園児・児童・生徒がいないのかの確認を行い、体調不良の園児・児童・生徒はいないことを確認しました。

今回の食物アレルギーの原因は、給食センターで調理した「ひじきとがんもどきの煮物」に使用された「がんもどき」で、当初予定されていた製品と違うものが納品されたため、喫食した2名の児童が小麦アレルギーを発症したものでした。

これは、製造メーカーによる誤納品が原因で、給食センターが発注した小麦を含まない製品を誤って小麦が含まれている製品を納品したため発生したものです。

その後、納入業者及び製造メーカーに対して「誤納品の原因」、「今後の対応について調査・対応」をするよう指示しました。

被害に遭われた児童及び保護者に対しては、退院後の5月2日に教育長の私と教育総務課長が謝罪と事情説明を、5月8日に学校において給食センター所長と栄養教諭が学校長と養護教諭を交えて保護者と児童に対して、謝罪と事情説明及び再発防止策について説明を行いました。

5月23日には1市2町の首長及び教育長で組織する1市2町学校給食協議会を開催し、今回発生したアレルギー事故について協議を行い、給食センター及び物資納入業者等の再発防止に向けた更なる対応や体制づくりについて話し合いました。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

再々質問です。一応、本当に快方に向かって、何もなかった言うたらちょっと語弊なんですけども、たいしたことなくて本当によかったなという風には思っております。

そこで再々質問は、エピペンは、どなたが打ったのでしょうか。それと善通寺の生徒の方は、これもエピペンを打ったのでしょうか、質問致します。

教育長（三木 信行）

渡邊議員の再質問に答弁をさせていただきます。

児童にエピペンを打ったのは、その当該学校の養護教諭がエピペンを打ちました。加えて言いますと、児童が症状を訴えて保健室に来てから、5分以内にエピペンを打ったということで、適切な処置であったという風に考えています。善通寺の生徒

については、詳細は少し聞けてないですから、エピペンを打ったということではなくて、恐らく下校後とかその前後で調子が悪くなって、病院の方へ受診をしたという風に聞いております。そして、そこでアレルギーについて原因が分かったという風に承知をしております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

2点目の質問です。教育委員会が把握している食物アレルギーに該当する児童・生徒数、また、該当する児童・生徒数の傾向やその要因を伺います。

教育長（三木 信行）

渡邊議員の教育委員会が把握する食物アレルギーに該当する児童・生徒数とその傾向及び要因についてのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、給食センターにおいて卵の除去食・代替食を提供している園児・児童・生徒は、幼稚園で0名、小学校で7名、中学校で1名の合計8名です。

続いて乳の除去食・代替食を提供している園児・児童・生徒は、小学校で1名です。

給食センターで除去食等の対応出来ないために弁当を持参している児童が3名います。また、詳細献立表に基づき、喫食について各家庭で判断している園児・児童・生徒は、幼稚園で1名、小学校21名、中学校4名の合計26名です。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

答弁頂きました。それで、次の質問に致しますが、済みません。実は以前に東京都の小学校におきまして、食物アレルギーの児童が給食後、亡くなる事故が起きました。食材の連絡の不徹底、危機管理の意識の欠如などが死亡事故に繋がったと言われております。そこで、2008年、文部科学省のガイドライン、食物アレルギー対応指針を作成されたと聞いております。

そこで、実は多度津町におきまして、分かりますでしょうか。善通寺市、琴平町、多度津町学校給食食物アレルギー対応マニュアルというのが出来ております。これなんですけども、枚数にしましたら63ページ位あった訳でございますので、その中で3本柱、アレルギー疾患対応3本柱というコーナーがありまして、ちょっと分かりづらいと思いますが、読み上げます。1点目は、アレルギー疾患の理解と正確な情報の把握共有ということ です。

2点目が、日常の取組と事故予防ということ。

3点目は、緊急時の対応ということでございます。こういう部分が63ページにわたって詳しく書いております。大変に素晴らしいマニュアルだなという風に思いました。そこで質問を致しますが、事故防止具体策、取組、共通認識、緊急時の対応策、エピペン使用ガイドライン、学校生活管理指導表などについて、どのようになっていますか、伺います。

教育長（三木 信行）

渡邊議員の事故防止具体策、取組、共通認識、緊急時の対応策、ガイドライン及び学校生活管理指導表についてのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、給食センターにおいては、今回の直接の原因は製造メーカーによる納品が原因であったものの、物資の検収は給食センターの業務であることから、物資検収の際には複数の検収担当者を配置し、食品名、数量、温度、賞味期限、メーカー名、パッケージ。サンプル写真と比較等を検収簿により確認することとしていましたが、新たに確認項目として加工食品の包装に記されているアレルギー表示と業者から事前に取り寄せた企画書と同じ食品かを確認することとしています。物資納入業者に対しては、食物アレルギー対応の重要性等を周知し、誤納品のないように業者においても十分に確認するよう、学校給食物資の製品管理等の徹底についてを文書にて依頼をしています。物資納入業者の対応としては、全従業員に今回、事案の情報を共有するとともに商品切替え時のアレルギー内容や配合の変更点、納品スケジュールを把握することの重要性を指導し、アレルギーに対する定期的な教育を行うことなど、このような事案を二度と発生させない体制づくりを行うこととしています。なお、今回の製造メーカーについては、本年度中は当該メーカーの食材を使用しないこととしました。

今回の事案を受け、教育委員会では、事故発生の翌日5月2日に、臨時の園長校長会を開催しました。会議では、まず私より、学校現場に混乱と不安を招いたことについて、給食センターを管轄する町教育委員会として謝罪をし、詳細献立表で対応することで、児童・保護者、学校給食センターで共通理解をしているのにも関わらず、献立表と異なるアレルギー対応のない食材が使用されたことについては、給食センターに改善を求めることを伝えました。小・中学校長への指示内容としては、今回の事案を共有して、事案発生防止と起こった時に、適切で迅速な対応が出来るようにすることや学校と町教育委員会との連絡体制を密にし、入退院の状況、出欠の状況等の経過もお互いに情報共有し合うことを指示しました。併せて、緊急マニュアル、ラミネート版を施したものですが、それをどこに掲示しているかを確認しました。また、医師の指示が記入された学校生活管理指導表の取扱いについては、年度初めに当該指導表に基づき、教職員間でアレルギー対応の必要な園児・児童・生徒の情報を共有し、さらに救急対応を迅速に行えるよう、保護者の同意を得て消防本部へ情報提供をしていることを確認しました。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

答弁頂きました。そこでエピペンですか、それを教職員が皆さん、練習用のエピペンを使用した実践的な研修をされているのか、どうか伺いますが、再々質問です。

教育長（三木 信行）

渡邊議員の再々質問に答弁をさせていただきます。

エピペンの打つ研修ですが、各学校で行っているという風に承知をしております。まず、アレルギーが起こった時のマニュアルに沿った迅速な対応の中で最も大切とされるのが、エピペンを迷わず打つということを各学校に指示をしております。必要がない時も打っても全く問題がないという風に文科省からも指導があり、私も現場にいる時には、生徒にエピペンを持っている子どもがいる場合は、必ず全職員を集めてロールプレーを致しました。で、練習用のエピペンのものがあります。そういうものを使って行っております。ただ、先ほど申し上げたようにアレルギーを持つ子どもの状況を全教職員が知るということも大切ですし、誰もが打てるということも大切だと思っております。特に、児童・生徒の周辺にいる管理職を始め、教員の方は、緊急の対応がすぐ出来るような構えを持っておく必要がありますし、今回の学校も速やかにエピペンを打ち、そして速やかに救急搬送が出来たという風に考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

答弁頂きました。本当に教諭の皆さん、関係者の皆さんが、そういった部分で、研修しているということで、安心致しました。

次の質問を致します。今後の課題についてお願い致します。

教育長（三木 信行）

渡邊議員の今後の課題についてのご質問に答弁をさせていただきます。

学校給食は、栄養バランスの取れた食事を摂る手段であるばかりではなく、園児・児童・生徒が「食の楽しさ」を感じるとともに「食に関する正しい理解と望ましい食生活を身に付ける」ための教材としての役割も担っています。このことは食物アレルギーのある園児・児童・生徒にとっても変わりはありませんので、食物アレルギーのある園児・児童・生徒も同じように給食を通して食を楽しむこと、食についての学びを深めることを実現する必要があります。

今回のような事故を起こさないためにも給食に携わる全ての関係者が食物アレルギーについての共通理解のもと対応し、整備しているマニュアル等を遵守することが大切であると考えます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

有難うございます。それで、実際にアレルギーの子どもさんを持つ保護者の方から一応お話を聞く機会がございまして、その中で保護者の方からメニュー表ですか、給食。あれをもっと細かく書いて頂きたい。私もホームページで見たんですけども、中身をもう少し詳しく書いて頂きたいというのと、この方は小麦と卵が、この子どもさんはアレルギーを持っているということで、そういった部分に関して太字で書いて頂ければ助かりますということなんです。よろしいでしょうかね。

やはり細かい字で、同じような字で書かれておったら見逃す部分がありますので、小

麦を使っているとか卵を使っているのは、太字でパッと見たら分かるような形にして頂きたいと。それから調味料の中に、やはり、そういった部分も含まれていますので、大変だと思いますが、そういう部分もちょっと記載して頂きたいという風に聞いてまいりました。よろしくお願ひしたいと思ひます。

これ要望ですし、すごく大事なことです、今すぐお返事、答弁というのはちょっとあれかと思ひますので、こういう意見が出てるといふことで、要望でございますので、よろしいでしょうか。要望といふことで。どのようになったかといふのを、また、個々にお知らせして頂ければ助かります。保護者の方にもそういう意見が何人かの方がおいでましたので、お願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

これをもちまして、私の一般質問は終わらせて頂きます。有難うございました。

議長（小川 保）

これをもって13番、渡邊 美喜子 議員の質問は終わります。

次に1番、藪 乃理子 君。

議員（藪 乃理子）

1番、藪 乃理子です。6月議会の一般質問をさせていただきます。

一つ、子どもを守る教育と環境、一つ、旧庁舎について、以上、大きくの2点、一問一答式でお願ひします。

社会状況の変化、時代の流れによって子どもたちを取り巻く環境というのは、目まぐるしく変わっています。私たち大人が子どもだった時には考えられないような課題に直面していると思ひます。まず、子どもたちを守るシステムといふのは十分なのか町政に質問をさせていただきます。

いじめ、体罰、虐待、性被害など子どもたちを苦しめる問題についてです。その中でも特に近年増加している性被害を取り上げたいと思ひます。

携帯やインターネット、SNS、ゲームでのチャット機能の普及により、男子生徒も女子生徒も性被害に巻き込まれる可能性が拡大されています。

例えば、SNSに起因する事犯で令和5年における小学生の被害児童数は、平成26年に比べて3倍以上に増加しているとの統計もありました。いつどこでどんな形で被害に遭うのか予想も出来ず、被害内容も悪質化してきています。まずは、巻き込まれないように注意喚起の教育が必要です。こちらは先生方や親御さんたちが、日頃からしっかりとお子さんたちに言い聞かせていたり、携帯にロック機能をかけたりなどと万全な対策をされているかと思ひます。問題は万が一、巻き込まれてしまった場合です。早期に発見をし、しかるべき対応をとる必要があります。しかし、子どもたちの中には問題が発生した時に、恐怖などですぐに親御さんや先生、周りの大人に言えないこともあります。その場合、対応が遅れ、深刻な状況に陥ってしまう場合があります。性暴力被害者支援センター「オリーブかがわ」や性暴力に関するSNS相談「キュアタイム」、「性犯罪、性暴力被害者のためのワンスト

ップ支援センター」など相談する窓口は幾つもあります。大人に相談出来た場合は、このような相談窓口や警察、弁護士などに速やかに相談出来ると思います。しかし、誰にも相談が出来なかった場合、被害を受けて傷付いている子どもたちが、このような相談窓口を見つけて自分で連絡して対応を求めると言うのは、とてもハードルが高いのではないのでしょうか。もっとすぐに簡単に声を上げられるシステムが必要であると考えます。

先日、四国新聞にもこのような記事がありました。「学校いじめアプリへ相談」、NTTデータが全国の小・中学校や高校に向けて児童や生徒が悩みを相談出来るアプリ「ぽーち」を開発、販売を始めました。これまでは主に公立校を運営する自治体に販売をし、大阪府枚方市立63の小・中で、約3万人弱の生徒が利用しているそうです。私立校も含め、提供先を全国に広げる予定で、導入費用は1校20万円前後からとありました。私が独自で調べたものもので、株式会社マモルが運営する「マモレポ」というプラットフォームもありました。こちらは学校生活等で発生するあらゆる悩みを簡単に相談、報告出来るクラウドサービスです。このように子どもたちのためにアプリを開発している会社がたくさんあります。子どもたちがアクションを起こしやすいと思います。また、このようなアプリの場合、性被害だけではなく、いじめや虐待、体罰など色んな問題への早期解決に結びつくと思います。子どもたちが毎日使用するタブレットにこのようなアプリを導入するのはどうでしょうか。子どもがアクションを起こしやすいと思います。アプリの導入、または、それに代わるシステム導入などのお考えはありますか、お伺いを致します。

教育長（三木 信行）

藪議員のアプリの導入についてのご質問に答弁をさせていただきます。

子どもの状況の把握のために、本町の各学校においては、子どもに対して定期的にアンケートを行っています。小学校においては、紙への記述及びタブレットで、中学校では、タブレットで実施をしています。タブレット等のICTを活用して回答出来るようにすることで、いつでも答えられる集約や管理がしやすいというメリットがあり、悩みや不安を抱える児童・生徒の早期発見に繋がると考えています。

また、町内全ての小・中学生がロイロノートというアプリを使用出来るようになっています。主に授業で使用していますが、自由に自分の考えを教員に送ることが出来、子どもが悩みや不安など自身のことについて伝えることも出来ます。持ち帰ったタブレットや家のパソコンなどでも使用が可能です。シートに写真や絵を入れたり、シートの色を変えたりすることも出来ますので、文章で書くことが苦手な子どもにも対応が出来ます。このロイロノートは、文部科学省が令和5年に通知している1人1台端末を活用した健康観察、教育相談システム一覧の中にもマモレポとともに掲載をされています。今後、このロイロノートをどのように活用することが早期発見に繋がるか学校と連携をしながら、よりよい活用に繋げていきたいと考えま

す。また、タブレット等のICTを活用して得られる情報は状況把握の一部であり、それによって支援が画一化しないように留意をし、把握した状況から適切に対応出来る体制を整えておけるように学校と共有しておきたいと考えています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

再質問です。今までにこちらのアプリ、ロイロノートを使って、お子さんたちの悩み相談だとかの早期発見や早期対応に繋がったケースはありますか。

教育長（三木 信行）

藪議員の再質問に答弁をさせていただきます。

ご質問のロイロノートによって解決されたものがあるかどうかということについては、詳細なところは承知はしておりませんが、活用されているという風に考えています。活用の仕方なんですけど、今後のことにもなるかと思うんですけど、例えば低学年の児童でしたら、なかなか文章で書けない子どももいますので、約束事でシートに、例えば悲しいとか腹立たしいなどの度合いをシートの色で表示をするとか、資料箱というものがあまして、その中にイラストや写真が入ってあまして、笑っている顔とか泣いている顔とか怒っている顔とか、そういったものを送れるようになっていきます。そういう活用をすると、なかなか訴えにくい子ども自分の感情、気持ちというものを先生たちに伝えることが容易に出来るということで、非常に有効であると思います。この色んな学校の中に課題のあることで解決するのは、決して、そのICTによった情報によって出来るものではなくて、それは入り口ということで、それから後は丁寧に人が聞き取っていくことが非常に大切であって、同じように何か学校で嫌なことを言われたという訴えがあったとしても、もう十人十色でありまして、それについては、もうまさに教員であるとか支援員であるとかスクールカウンセラーとか、そういった人たちが、きちっと聞き取って、それぞれの対応していくということで解決をしていくという風に理解をして頂いたらと思います。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

助けを求める力や問題解決の力は、子どもの頃から教育によって身につける必要があると考えます。子どもたちの教育環境を整えて欲しいと思います。これは、要望です。

次にまいります。次は、生理の課題についてです。現在の日本における子どもたちの生理に関する課題が幾つかあります。

課題1. 生理貧困です。この言葉は最近よく聞かれるようになりました。生理用品が高価であるために、経済的に苦しい方々や生理用品にアクセスしにくい方がいます。特に父子家庭に育つ未成年、若年層や低所得層の女性にとって生理用品の購入が負担になる場合があります。

課題2. 「タブー視と偏見」です。生理に関する話は依然としてタブー視されがちで、偏見や無知が存在します。子どもたちが生理に関する情報を得るのが難しい状況にもあります。これにより、生理や性に関する誤った情報が広がり、子どもたちの健康や安全が脅かされる可能性も出てきます。

課題3. 学校において生理に関するサポートが不十分な場合があります。トイレ等に生理用品が常備されていない場合、生理中の体調不良に対して柔軟な対応がなされない場合もあります。体調不良でも相談が出来ずに我慢してしまう状況も発生します。

課題4. 健康への課題です。生理が不規則であったり、生理用品の適切な管理が出来ない場合、女性の健康に悪影響を与える可能性があります。例えば生理不順や生理用品の不衛生な使用による感染症のリスクです。最悪の場合は不妊のリスクを高めることにもなります。

これらの課題を対処するためには、生理用品の経済的な支援、生理に関する教育と意識の向上、学校や家庭でのサポート体制の強化など包括的なアプローチが必要であると考えます。女性の健康と権利を守り、ジェンダー平等を推進するためにも多度津町でも町全体での取組が求められるのではないかと考えています。性教育の充実を図り、正しい知識を提供することが必要です。生理や性は恥ずかしいことでもタブーでもなく、大人になるために必要で大切な教育であります。オープンに話し合うことが必要であります。これらの課題に対して、多度津町で実施しているサポートはありますか。今後、これらの課題についてサポートを予定しておりますか、お伺い致します。

健康福祉課長（山内 剛）

藪議員の生理に関する課題についてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在、本町においては生活困窮者に対する支援について、窓口や訪問により相談を受けております。また、町社会福祉協議会においては、生活困窮となっている方への生活福祉資金貸付け制度の申請窓口となり、申請に関することや、その他活用出来る支援を提案するなどしております。現在のところ、生理用品が買えないといった相談は寄せられていません。また、現在、本町で生理に関する課題に特化したサポートはありませんが、女性にとっては重大な問題であることから、今後、女性の健康と権利を守り、ジェンダー平等を推進するために窓口相談や保健師による訪問、町社会福祉協議会での生活福祉資金の相談の機会などを捉え、タブー視されることや偏見、無知が存在することがないように生理に関する正しい知識の提供に努め、生理に関する課題についてサポートすることが出来るよう、近隣市町や先進地の事例などを研究していきます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

過去にも質問があったと思うのですが、再度確認をさせて下さい。

トイレに生理用品の設置についてです。色んなトラブルや衛生面等を想定して設置しにくいと思います。しかし生理と向き合うことは、男女共同参画社会や少子化対策にも繋がっていくと言っても過言ではないと思います。生理を恥ずかしいことでも我慢することでもなく、当たり前のこととして認識される社会になるためにも設置が必要であると考えます。現在、多度津町内の学校や公共施設のトイレに生理用品の常時設置をしてありますか。また、設置する予定はありますか、お伺い致します。

教育長（三木 信行）

藪議員の学校や公共施設のトイレにおける生理用品の常時設置についてのご質問のうち、教育委員会施設について答弁をさせていただきます。

現在、本町の各学校においては、衛生面や管理面、マナー面のこと、また、支援が必要な児童・生徒が見えにくくなることから、トイレの個室に生理用品の常設は行っていません。トイレに張り紙などで生理用品が必要な時は、保健室に常時していることや困った時は、保健室や職員室に声を掛けるように促す表示をしています。今後も頻繁に取りに来る児童・生徒に困り感や悩みがないか等の声掛けを行うことで、その児童・生徒の家庭環境等を把握し、生理用品の使い方を教える機会としたいと考えています。また、サクラートたどつや公民館、資料館、スポーツセンター、温水プール等の社会教育施設においても衛生面や管理面の問題により、設置はしていません。以上、答弁とさせていただきます。

総務課長（谷口 賢司）

藪議員の学校や公共施設のトイレにおける生理用品の常時設置についてのご質問のうち、町が管理する公共施設について答弁をさせていただきます。

多度津町役場庁舎と地域交流センター、町民健康センターなどの公共施設において、現在、生理用品は設置しておりません。役場庁舎などの公共施設は、毎日多くの人々に利用されています。不特定多数の人が利用するため、生理用品の衛生的な管理を確保することが困難であることや職員の目が行き届きにくいトイレでは、悪質ないたずらをされる恐れがあり、衛生面や安全面から生理用品を設置することは難しいと判断しております。今後は、近隣市町の状況や先進自治体の取組を調査し、生理用品の設置について研究してまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

再質問です。実際には、ある方が急な生理であることに休み時間に気づき、どうしたらいいか分からないのと、休み時間が終わる。授業に間に合わない。と何も対応出来ずにそのまま授業に戻ったそうです。ショックと生理に対する恐怖感などでその後、3日間位ちょっと学校が行けなかったんだよ。というお話も聞きました。実際にトイレに生理用品を設置して欲しいという声はありませんか。

教育長（三木 信行）

藪議員の再質問に答弁をさせていただきます。

実際にその声があったかどうかということについては、こちらに届いておりません。今回この質問があって、ちょうど校長会もありまして色んな意見を聞いたり、実態を聞いたり、それから教育総務課の方から各養護教諭の方に、お考えとかそういうのをお聞きしたんですけれども、トイレの設置については検討している小学校もありますけれども、現段階は、この状態がいいという風な判断をしています。実は、この生理のトイレに置くかという問題については、何度か検討してきた課題であります。で、学校の方としては、保健室に取りに来たときに予備の生理用品を忘れたのか、それとも家庭の状況によってそれを揃えることが出来ないのかっていうことをしっかりと見極めが出来るということで、そういうカウンセリングの場として考えています。ある養護教諭から直接聞いたんですけど、やはり私は取りに来る子どもの顔が見たいんですと。他に困っていることはないのかという一声を掛ける機会にしたいと。あるいは、ある小学校の校長先生は、本校では本当に例えば、家庭の事情によって生理用品が揃えられないとか、そういった子どもの状況は十分掌握しています。その子どもについては、学校で買った生理用品を渡すとともに機会を捉えて保護者と話をしていきたいという風にしています。先ほど藪議員からお伺いした、そういったケースがあるということについては学校に伝えて、状況に応じて必要があれば、そういうこともやっていきたいという風に考えています。いずれにしても子どもたちが困らないようにすることと、そして、この問題について、やっぱり家庭とともに考えていって、より改善していくことが大切だろうと思っています。やはりその裏にある家庭の背景とか社会の状況というのをそれを通して学校というのは見ていく必要があるという風にも考えています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

令和4年4月から教育職員等による児童・生徒、性暴力等の防止等に関する法律が施行されています。令和5年4月から生命の安全教育というのが始まっております。生命の安全教育というのは、子どもたちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないようにするためのものです。生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切に考える考えや自分や相手一人ひとりを尊重する態度等を発達段階に応じて身に付けることを目的とした教育です。多度津町は、この教育を行っているのでしょうか。どのように行っているのか、お伺いします。

教育長（三木 信行）

藪議員の生命の安全教育についてのご質問に答弁をさせていただきます。

町内の学校では、学校教育の様々な場面において生命の安全教育を行っています。昨年、中学校では助産師をお招きし、生命の安全教育と関連させながら、命のお話

をしてもらいました。赤ちゃんが生まれるまでや生まれてからのお話を通して、自分の命を大切にすることへの思いを高めました。各小学校でも県教育委員会の命の先生事業を活用し、獣医師や救急救命士など、日々、命に関わる方にお話を頂き、生きるものの意味や命の大切さについて考えを深める場にはしています。また、インターネットや携帯電話、SNSの使い方と関連させて、例えば、自分や他人の裸の写真を撮らない、撮らせないことや送らない、送らせないこと。SNSでの成り済ましに注意することなどを指導しています。その中で、もし被害に遭ったらどうするかといった相談の仕方などについても話し合っています。各教科の授業においては、保健体育科で身体の発達を学んだり、理科で人の誕生について学んだりした時にも自分の命や身体を大切にすることを併せて指導しています。特別の教科、道徳の価値項目には、生命の尊さがあり、命は、かけがえのない大切なものであり、軽々しく扱われてはいけないとする態度を育むとともに自己との関わりで生きるものの素晴らしさや命の尊さを考えられるようにしています。また、授業だけではなく、朝の会や個別指導を通して、人との距離感やパーソナルスペースのことなど、自分と相手の心や身体を大切にすることを身につけることが出来るようにしています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

次に2問目の質問に行かせて頂きます。2問目は、空き家になっている旧庁舎に対する質問です。

事前に頂いた資料では、多度町の空き家相当は787軒、特定空き家相当が382軒あります。令和6年度の「町内にある老朽危険空き家の撤去費」の補助も応募多数のために、現在、一旦募集をストップしているような状況です。

先日の四国新聞にも香川県の空き家の件数は増え続け、空き家率全国ワースト10位、30年間で2.3倍にも膨らんでいます。県知事が老朽空き家の撤去についてペースを早めるように市町長に直接、要請するとの記事がありました。全国的に空き家の問題は深刻です。町民に空き家の撤去や改修等をお願いしておきながら、町政は、空き家である旧庁舎を所有しているという矛盾な状況です。新庁舎を建設する際に旧庁舎の撤去や再利用になどに関して計画はなかったのでしょうか、お伺い致します。

政策観光課課長補佐（山本 亮太）

藪議員の新庁舎建設時における旧庁舎の撤去や再利用などに関する計画の有無についてのご質問に答弁をさせていただきます。

旧庁舎の在り方につきましては、所管課において、当時、撤去や再利用などに関して検討が行われ、最終的には県立多度津高校用地として県に売却する方向で事前交渉が進められておりましたが、令和4年9月頃に双方協議の結果として、売却の話はまとまりませんでした。

その後、旧総合福祉センター及び中央公民館を含め、解体撤去に向けた検討が行われましたが、多額となる解体費用の問題はもちろん、跡地利用を考える上でも平成30年度から令和4年度までの5箇年計画で既に行われておりました多度津駅周辺地区都市再生整備計画による駅周辺整備後の土地利用の変化や公共施設再編の動向、それに伴う住民ニーズなどについて、改めて検証する必要も生じておりました。そのため、旧庁舎等につきましては、令和6年度以降の次期都市再生整備計画での事業化を念頭に置きつつ、それまでは、適切な跡地利用の在り方やその他の有利な財源の調査、さらには、周辺の土地利用との整合性などについて、今後の財政状況も踏まえながら、各担当部署において検討を進めることとしておりました。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

多度津町では、築50年以上が経過した旧庁舎の老朽化が進んでいたことから、新庁舎の建設をしました。危ないからという理由で新庁舎に移りましたが、いつまで、その危ない旧庁舎を残しておくのでしょうか。

先日、5月27日に行われた観光協会の総会でも旧庁舎の駐車場を利用出来ないかという問いに対して、町長は「落ちてくるよ。危ないよ。使えないよ。」とおっしゃっていました。危険であるという自覚がある訳です。でも予算がないから壊せず、再利用も出来ず残している状況です。万が一、通行者が落下物や崩壊により、事故や怪我に遭われた場合は、どうされるおつもりでしょうか、お伺い致します。

総務課長（谷口 賢司）

藪議員の旧庁舎の落下物による事故への対策についてのご質問に答弁をさせていただきます。

旧庁舎及び旧総合福祉センターは、築50年以上が経過し老朽化しているため、新庁舎移転後も職員が定期的に点検をしております。その点検により、旧庁舎の物置の屋根や旧総合福祉センターの駐輪場の雨樋の異常を発見し、撤去致しました。このように早急な処置が必要なものについては、随時対応しております。また、5月には、建設課職員と総務課職員が旧庁舎と旧総合福祉センターの外壁や内部を目視で点検した結果、2つの施設とも外壁のタイルや塗装が一部落下する危険があることが判明しました。施設の近くには、幼稚園や小学校、民家などがあり、人的、物的事故を未然に防止するため、敷地内に立入りが出来ないようにバリケードを設置するなどの対応を早急に検討したいと考えております。なお、旧総合福祉センターの駐車場や通路など施設の一部が利用されている状況がございますので、事故防止の観点から、教育委員会を初めとする関係機関と協議し、対策に係る理由を周知した上で、年内に侵入防止柵を設置するなど利用者等に対する経過措置も併せて検討したいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

再質問です。答弁頂いたのはおっしゃるとおり、事故への対策であって、事故が起こらないために考えられる予防策です。私が質問しているのは、今この段階、現時点でも侵入が誰でも可能な旧庁舎、旧福祉センターに侵入出来る状態で、万が一事故が起こった場合に町はどのような責任を取られるのかという質問です。町民の命に関わることなので、お伺いをさせていただきます。

総務課長（谷口 賢司）

藪議員の再質問に答弁致します。

先ほどの答弁と重複するところがございますが、旧庁舎・旧福祉センター、この中に住民の方が入らないように、そして事故に遭わないような対策をとるということが、私たちにとっては非常に大事なことだと考えております。今、旧福祉センターの方にもバリケードは設置しております。おるんですけれども、実は小学校の方で活動されている方々、名前は言えないんですけれども、体育館を利用されている方々が、そのバリケードを移動させて、そして中に侵入してしまっているという状況がございます。ですので、今後は、そのバリケードが動かないものを設置するような方策を考えたいと考えてございます。その方策に関しましては、予算の関係でありますとかバリケードの設置の方法に関しましては、議会の皆様方にもご相談を申し上げながら、設置を検討していきたいと考えてございます。いずれに致しましても住民の方々に物的、人的な被害が起こらないような対策をとるということが、我々に求められていることだと認識してございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

質問ではなく、意見として、要望としてなんですけれども、今の時点で動くバリケードなどの対応はされているようですが、実際に、ここにちょっと置いてもいいだろうと、そういう方々が利用されているという状況だと思います。そういう方に関しても、その告知。ここはとても危ないと。危ないところなんだ。状況なんだ。というのを町民皆さんに知らせる必要があると思います。この5月に目視の状態では壁が落ちてきていたりとか、破損の箇所を見つけていて、その際にその時点で、何かしら対応を早急にするべきだったのではないのかなとも思います。すごくのんびりしているなと思いますので、やっぱり町民の皆さんの命に関わるような事なので迅速な対応を求めたいと思います。

旧庁舎ですが、次の質問です。全撤去という手段だけではなく、改修して利用するという方法もあるのではないのでしょうか。例えば、旧庁舎の奥の5階建ての部分の撤去して、手前の部分の1・2階だけを利用して図書館や町民の憩いの場にするというのはどうでしょうか。いずれにせよ、何もせずに空き家としておくのは老朽化も進みますし、何も生み出しません。新庁舎が出来て2年が経ちます。いつまでに旧庁舎を取り壊す、改修するなどの対応をされますか。明確な時期など具体的な計

画を教えてください。こちらは町長のお考えをお聞かせ願います。

町長（丸尾 幸雄）

藪議員の旧庁舎に関する今後の具体的な計画についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町では、近年、東日本大震災を教訓として、町民の生命、財産を守る防災安全対策を喫緊の重点課題として、中学校や消防庁舎、役場庁舎などの公共施設の建て替えを集中的に実施してまいりました。一方で、議員ご質問の旧庁舎を初め、学校教育施設や社会教育施設、福祉施設など老朽化により解体や更新が必要な公共施設も依然として残っており、これらにつきましては、各施設において適切に対策を講じていく必要があります。しかし、短期的に全ての施設の更新を行うことは困難であることから、利用者の方々の安全確保は前提として、可能な限り事業費を平準化し、必要に応じて施設の集約化や広域的な観点なども踏まえながら、より長期的な視点に立って、計画的な更新を進めていく必要があると考えております。そのため、本年度より多度津町公共施設再編・町有地有効活用検討プロジェクトチーム設置要綱を一部改正し、まずは、全庁横断的な検討体制を整備致しました。現在、プロジェクトチームにおいて、各部署が所管している施設の現状や課題の洗い出しを行っており、今後は、10年程度の中期的なスパンで、更新すべき施設や事業の優先順位付けを行うとともに既に優先度が高い旧庁舎の問題について、先ほど政策観光課長が答弁致しましたとおり、適切な跡地利用の在り方や周辺の土地利用との整合性、有利な補助事業の活用などについて検討を進めてまいります。いずれにしましても出来る限り早期に各所管課において撤去や跡地利用などの計画策定が行えるよう、庁内連携をして検討を行ってまいります。なお、施設の更新に当たっては、議員ご提案のとおり、単純に建て替えのみを検討するのではなく、旧庁舎を図書館にといった他の用途への転換や複合化、さらにはPFIの活用など様々な側面から町にとって効率的で効果的な整備についても併せて検討する必要があるものと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

再質問です。答弁からして、今、プロジェクトチームを整備して、現段階では、どのような活用方法があるのか検討したり、どのような活用方法があるのか検討中であるということが分かりました。で、売却がまとまらず、令和4年9月から今まで2年弱あると思うんですけども、とてものんびりしているなという印象を受けました。私の質問としては具体的な計画というのは、今、検討をされているということなんですけども、明確な時期、この位には決めて、この位にはこのように行動したいというお考えを聞きたいと思います。

町長（丸尾 幸雄）

この旧庁舎及び旧福祉センターの撤去におきましては、億がつく金がかかりま

す。今、私どももこの新庁舎、地域交流センターを建てた時に、やはり先ほどから議員の皆様方からご質問があるように財政の健全化を考えながら、長いスパンで造ってまいりました。一時に消防庁舎や多度津中学校や白方小学校学習棟、また庁舎、こういうものを造ったのではありません。長いスパンの中で計画性を立てて、そして財政の健全化を考えながら、私の場合は財政調整基金が15億円を積まない限りは、新たな施設整備はやらない。始めない。という自分の考えの中で行ってききましたので、先ほど私の答弁の中にもありましたように10年位のスパンの中で役場庁舎、それから福祉センター、それから諸々のところの撤去と、それから老朽化した施設の建て替えも含めての改修、補修を行ってまいろうと思っています。先ほど言いましたように、やはり財政の健全化というのは、私は、もう町長に就任させて頂いてから1番に考えておりますので、その財政の健全化を踏まえて、そういう事柄を行っていくことを思っています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

再々質問なんですけども、財政健全化とおっしゃってしまして予算がちょっと今のところは目途が立たないので、10年スパンとありましたが、10年かけてあの庁舎をどうやって改修して、どういうものに生まれ変わらせるのかというのは、とても長い期間であるような気がします。というのも危ない建物でありまして、町民の命に関わる優先順位の高いものであると考えています。例えばなんですけども、予算の健全化の中で、町長は、その合田邸に関して企業版ふるさと納税などを皆さんから寄附を募っています。とても命を守ると。町民の命を守るという点では、私の率直な疑問なんですけれども、合田邸というものも歴史的な建物であって、とても価値があるということも分かるんですけれども、それよりも先に町民の命が関わっている旧庁舎の方に、お金を使うべきなんではないかな、それが健全化じゃないのかなとも思いますし、合田邸のところに、皆さん、頭を下げて下さって、寄附を持って来て下さったのであれば、お金がないのであれば、危ないこの旧庁舎に関してもお金を頂く。合田邸にはこれ位、こんな頭を下げてやって下さっているのに旧庁舎に関しては10年スパンでっていうのは、余りの熱量の差にちょっとびっくりしてしまして、そこのお考えをお伺いしたいです。

町長（丸尾 幸雄）

合田邸に関しましては企業版ふるさと納税ということで、企業を営んでいる多度津町に本社のない会社の方々に多度津町の歴史・伝統・文化というものを生かしていく、そういう合田邸の改修に賛同して頂いた方、その方々が企業版ふるさと納税という寄附を頂きました。その寄附が今、合計して6,000万ちょっと集まっております。その使い道は、合田邸の改修・補修のみに使うものでありますので、他のところには使えません。ただ、その時に同じように庁舎をただ壊すだけの何億かかるか分かりませんが、それだけに、そういう温かい浄財を頂けるかと言うと、ち

よっとクエスチョンマークがつきますね。だから、そういうことには使えないんじゃないか。何かの多度津町の活性化のため、町おこし、そういうことのために企業さんにご尽力を頂く。浄財を頂く。そういうのが、合田邸になりますので、ただ単に潰すだけで、お金を下さいってということには、ちょっとなかなかならないんじゃないかと思っています。ただ、今、10年のスパンと言ったのは、10年かかって潰すんじゃないありません。先ほど言いましたように、私は常に財政の健全化を考えておりますので、健全な財政運営の中で資金が調達出来る見込みがあれば、崩落をしないように潰すということの方に優先順位を先にするという事も考えられます。それは、これから庁舎内で私どもの中で考えて、1番有効で効果的なそういうやり方をしていこうと思っています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

今の答弁に関しまして、再質問をしてもよろしいでしょうか。

議長（小川 保）

堂々質問にならないような再々質問でお願いします。

議員（藪 乃理子）

先ほどのご答弁の中で、こちらの庁舎の中で決めますという発言がありましたが、こちらの中で町民の意見を取り入れる。町民の案とか町民の声も取り入れるということはお考えでしょうか。旧庁舎に関して。もうちょっと早くにこうした方がいいとか、こういう活用をして欲しいとかっていうのを皆さん、執行部の方々、職員の方々に決めるだけじゃなくて、町民の中での声も聞いてもらえる機会はありませんでしょうか。

町長（丸尾 幸雄）

藪議員の再々質問にお答えをしていきます。

今、おっしゃったのは、もう当然のことで、私ども行政は公務員ですので。私どもは町民の生命、財産、そして生活を守るというのが、まず第一義的に、そのために行政を行っておりますので。町民の意見、考え、そういうのを聞くのは、ごく当然のことだと思っております。そういうお声を聞きながら、先ほど申しましたように私どもの財政状況を考えながら、今やらなきゃいけない、速やかにやっていくということに関しては、私ども職員全員が共通認識をしておりますので、その中で財政を考えながらということ。まず、根本には町民の皆様方の意見、考え方、そういうのが、当然ながら前提にあるということ。これを答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

今後も町政の方に色々な姿勢を問わせて頂きたいと思います。旧庁舎に関しては本当に危険でありますので、丸尾町長の今の現段階の任期中に是非ともして頂きたいなと思いますし、未来に残してもらいたくないなと考えております。

それでは、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（小川 保）

これをもって1番、藪 乃理子 議員の質問は終わります。

ここで暫時休憩と致します。

再開は、議場内の時計で3時ちょうどと致します。

休憩 午後2時42分

再開 午後3時0分

議長（小川 保）

休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

次に6番、兼若 幸一 君。

議員（兼若 幸一）

6番、兼若 幸一です。

一つ、中学校の部活動環境について、二つ目、町職員について、三つ目、旧庁舎について、一問一答方式でお願い致します。

まず最初に、多度津中学校部活動環境について質問したいと思います。

多度津中学校は、500人余りの生徒が通う町内唯一の中学校です。

運動部、文化部の部活動も盛んで、郡内での活躍はもちろんのこと、県大会や全国大会でも活躍されている部もあります。しかしながら、少子化や人間形成による部活動の偏りなど部活動を取り巻く環境は変化しています。

また、スポーツ庁地域スポーツ課より令和4年7月に「運動部活動の地域移行について」が示されています。これらを含めて中学校の部活動環境について、次の6点について質問致します。

一つ目、部活動における外部指導者と部活動指導員の違いは何でしょうか、お伺い致します。

教育長（三木 信行）

兼若議員の部活動における外部指導者と部活動指導員の違いについてのご質問に答弁をさせていただきます。

外部指導者は、顧問の教員と連携・協力しながら部活動のコーチとして技術的な指導を行う方です。部活動指導員は、平成29年4月1日に施行された学校教育法施行規則第78条の2に基づき、部活動の顧問に代わり技術的な指導を行うとともに試合会場へ引率を行うことも可能です。また、顧問の教員と日常的に指導内容や生徒の様子、事故が発生した場合の対応等について連携を図っています。

部活動指導員の任用については、本町では多度津中学校長から教育委員会への推薦に基づき、本町の会計年度任用職員として任用しています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

2点目です。多度津町としては外部指導者と部活動指導員、どちらを主に増員したいとお考えでしょうか。

教育長（三木 信行）

兼若議員の外部指導者と部活動指導員の増員についてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在、本町には8名の外部指導者、6名の部活動指導員が活動して頂いております。本年度は国及び県の部活動指導員配置促進事業を活用し、部活動指導員を雇用する予算を2名から10名に増員しています。教員で専門の指導を行うことが難しい部活動も存在することから、土・日に部活動の顧問に代わり技術的な指導を行うとともに試合会場へ引率することが可能な部活動指導員を増員したいと考えています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

3点目です。各市町の担当者により、ワーキンググループでの情報交換が行われているようですが、令和5年9月議会で隅岡議員の一般質問の答弁からの進展はありますか。お伺い致します。

教育長（三木 信行）

兼若議員の各市町の担当者によるワーキンググループでの情報交換後の進捗状況についてのご質問に答弁をさせていただきます。

令和5年度には5回の香川県中学校部活動地域移行等推進協議会ワーキンググループが開催され、2回の香川県中学校部活動地域移行等推進協議会が開催されました。ワーキンググループでは、本町と同じく中学校が町内に1校ある町同士の意見交換や部活動指導員を活用する地域連携、また、土・日に部活動ではなく地域クラブで行う地域移行などそれぞれの問題点を話し合いました。

令和5年9月議会での隅岡議員への答弁のとおり、本町においては国の部活動指導員配置促進事業を活用し、部活動指導員を増員することで教員の負担軽減を図りたいと考えており、部活動指導員を今年度2名から6名に増員しました。今後も部活動指導員として適任の方がいらっしゃったら、増員したいと考えています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

4点目です。また、他の市町で設立されている協議会などを設立することを検討されていましたが、設立はされ何か協議はされたのでしょうか。お伺い致します。

教育長（三木 信行）

兼若議員の他市町で設立されている協議会などの設立についてのご質問に答弁をさせていただきます。

他市町で設立されている協議会等においては、構成員や規則の有無など市町により

異なっている状態です。

本町においては、議員ご指摘のとおり多度津中学校が唯一の中学校となります。多度津中学校においては、学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定に基づき、学校運営協議会を設置しています。本年2月28日に開催された多度津中学校学校運営協議会の中で、部活動の在り方について説明をさせて頂いています。

今年度において多度津中学校の部活動の将来の在り方を考えるため、学校運営協議会の方々にスポーツ少年団の関係者等を加えた協議会を設立したいと考えています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

5点目です。設立が遅れている理由は何なのでしょう。お伺い致します。

教育長（三木 信行）

兼若議員の設立が遅れている理由についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町においては先に答弁したとおり、多度津中学校が唯一の中学校であり、国の部活動指導員配置促進事業を活用し、部活動指導員を各部に配置することで教員の負担軽減を図り、指導体制の維持と充実を図ることとしていましたので、協議会を設立するに至りませんでした。

しかしながら、県より将来的には全ての市町において地域移行を目指すことが提言されましたので、多度津中学校の部活動の将来の更なる在り方を考えるためには、学校運営協議会の方々にスポーツ少年団の関係者等を加えた協議会を設立したいと考えています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

再質問をさせていただきます。4点目の答弁並びに、ただ今、ご答弁頂いた中で学校運営協議会の方々にスポーツ少年団の関係者等を加えた協議会の設立というのが、2回、出てまいりました。この協議会設立の時期等については、いつ頃とお考えなんでしょうか、お伺い致します。

教育総務課長（池田 友亮）

協議会に関しましては、令和8年度以降、国の方針等々の分がこの秋に出てくると思われまます。ただ、多度津中学校においては新人戦が、この秋、3年生の総体が終わった以降に、それぞれの新しい部活動の在り方を考えていく必要性がありますので、今年度の秋以降、今年度中には協議会、スポーツ少年団等々の関係者を集めて実施していきたいと考えております。今は総体がありますので、総体の方を考えて頂いて、それ以降と考えておりますので、ご理解の方をよろしくお願ひします。

議員（兼若 幸一）

6点目です。冒頭でお話ししたように中学校の部活動は大変盛んではありますが、練習環境に恵まれている部活動ばかりではないようです。町内の施設利用のた

め、移動を余儀なくされる部もあるようです。その中で、ソフトテニス部は専用のコートがあり恵まれているようですが、3面のコート配置が危険である。校舎と離れていて管理防犯上、不安である。などの意見を保護者から聞くことがあります。さらにコートに土を入れて頂いたが、小石交じりの山土を入れて頂いたので、ボールがイレギュラーするので、石拾いが大変。草が生えるので草抜きが大変。と保護者、また、中学生の部員からお聞きしております。そこで中学校の部活動の設備維持については、どのように管理されているのか。また、備品の補充、整備はどのようにされているのか。部活動の個人負担以外の予算はどれ位か。予算を増やすべきではないのか。についてお伺い致します。

教育総務課長（池田 友亮）

兼若議員の設備維持、備品の整備や予算についてのご質問に答弁をさせていただきます。

学校施設の設備に修繕等が必要になった場合は、各学校より予算要求が行われ、必要に応じて予算処置しておりますので、部活動の設備のために決まった額を予算確保しているものではなく、軽微なものについては、学校に配分された備品購入費や修繕料等から支出しています。

部活動に限った予算としては、生徒が四国大会や全国大会に出場した際に各種競技・審査会に参加する小・中学生に対する補助金交付要綱に基づき補助するため、当初に80万円を計上しております。

今後も学校施設の設備に修繕等が必要になった際には、必要に応じて予算を確保してまいりたいと考えています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

出来るだけ恵まれた環境で部活動に頑張ってもらいたいと思うので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に2つ目の質問です。町職員についてお伺ひしたいと思ひます。

来年度の採用予定の町職員の試験案内が5月10日に発表されています。

ここ数年、退職者が多い中での採用予定ではないかと思ひます。そこで次の8点について質問します。

1点目です。来年度採用予定の職種と人数についてお伺ひ致します。

町長公室長（山下 佐千子）

兼若議員の来年度採用予定の職種と人数についてのご質問に答弁をさせていただきます。

令和7年4月1日採用予定で、現在、職員募集を行っているものは、一般行政の大学卒業程度は8名程度、身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳保持者が1名程度、土木の大学卒業程度は1名程度、消防は大学卒業程度で救急救命士の資格を有する者又は見込みの者が2名程度と資格を有さない者は1名程度、同じく消防の

短大卒業程度で資格を有する者又は見込みの者は2名程度と資格を有さない者は1名程度となっております。

また、来年度採用の職員募集と同時に今年度10月1日採用予定で、一般行政の大学卒業程度を2名程度、募集を行っております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

2点目です。現在の町の正規職員の定数は何人で、実質雇用者数は何人なのでしょうか。お伺い致します。

町長公室長（山下 佐千子）

兼若議員の現在の町の正規職員の定数と実質雇用者数についてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在の正規職員の定数は246人で、実質雇用者数は196人でございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

3点目です。その内、再任用者数は何人で、定数内に入りますか。お伺い致します。

町長公室長（山下 佐千子）

兼若議員の再任用者数と再任用者が定数に入るかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

今年度の再任用者数は5人で、この人数は定数内に入っております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

次、4点目です。再任用者が定数に入った中で、課長級は何人、課長補佐級は何人、係長級は何人、一般職級は何人で、正規職員全体の人件費はいくらで、予算比率は何%なのでしょう。比較する為に5年前、10年前と状況はどのようになっているのでしょうか、お伺い致します。

町長公室長（山下 佐千子）

兼若議員の再任用者数を含めた定数内での役職別人数と正規職員全体の人件費、予算比率についてのご質問に答弁をさせていただきます。

今年度の再任用者を含めました職員数は、現在、課長級が17人、課長補佐級が32人、係長級が49人、一般職級が98人で合計196人でございます。

正規職員全体の人件費は、予算額が15億1,779万3千円で、予算比率は10.14%となります。

次に5年前の平成31年度ですが、職員数は課長級が14人、課長補佐級が35人、係長級が40人、一般職級が101人で、合計190人でございます。

正規職員全体の人件費は、予算額が14億9,550万7千円で、予算比率は9.34%となります。

次に10年前の平成26年度ですが、職員数は課長級が16人、課長補佐級が26人、係長級が40人、一般職級が112人で合計194人でございます。

正規職員全体の人件費は、予算額が14億3,995万円で、予算比率は9.14%となります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

5点目です。このような構成の中、会計年度任用職員、今まで臨時職員というような呼び方をしていたと思いますが、各課で雇用されていると思いますが、町が直接1年以上連続して雇用している会計年度任用職員数は何人で、また、全体の人件費はいくらで、予算比率は何%でしょうか。比較するために5年前、10年前と状況はどのようになっていますか。お伺い致します。

町長公室長（山下 佐千子）

兼若議員の1年以上連続して雇用している会計年度任用職員数とその人件費、予算比率についてのご質問に答弁をさせていただきます。

1年以上雇用している会計年度任用職員数は、現在108人でございます。会計年度任用職員全体の人件費は、予算額が2億7,819万6千円で、予算比率は1.86%となります。次に平成31年度でございますが、1年以上雇用していた会計年度任用職員数は110人でございます。全体の人件費は、予算額が2億2,596万6千円で、予算比率は1.41%です。次に平成26年度ですが、1年以上雇用していた会計年度任用職員数は104人です。全体の人件費は、予算額が1億8,725万4千円で、予算比率は1.19%となります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

6点目です。現在、町は再任用者については、希望があれば年金支給が開始される65歳まで雇用義務があり、また、今年度からは随時、定年が延長になっていき、令和10年度には定年が65歳になるとの事で、ますます高齢者の職員が増えていくと思われま。

そこで、現在、町が直接雇用している65歳以上の会計年度任用職員は何人いますか。また、それはどういう理由で雇用されているのでしょうか。お伺い致します。

町長公室長（山下 佐千子）

兼若議員の65歳以上の会計年度任用職員数とその雇用理由についてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在、本町が直接雇用している65歳以上の会計年度任用職員は、108人中24人です。雇用理由と致しましては、一部は退職した元職員であり、すでに公務員としての知識を取得し、即戦力となることが挙げられます。元職員以外の雇用理由としましては募集に対しての応募者はほぼ中高年齢層であり、65歳未満で任用し、毎年度任用するに値するかを選考してきた結果、65歳を超えるに至ったものでございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

7点目です。本来なら正職員を配置し、資格がなければ資格を取るように指導し、職員の指導は、それぞれの各課上司が行うものではないでしょうか。

ますます職員の高齢化が進んでいく中で、会計年度任用職員を雇用する際に年齢制限や仕事の内容について、もう少し考える必要があると思いますが、いかがでしょうか。

町長公室長（山下 佐千子）

兼若議員の正規職員の指導と会計年度任用職員を雇用する際の年齢制限や仕事内容についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本来であれば、資格や経験を持つ正規職員を管理職が業務指導を行い、まとめていくところですが、正規職員だけでは日々の業務をこなすことも難しくなってきました。そのような中で人手不足を補うために会計年度任用職員を雇用することは必須でございます。

会計年度任用職員の募集を依頼しておりますハローワークでは、原則として年齢や性別を不問としなければなりませんし、応募者は中高年層が多いのが現状でございます。それでも町職員の年齢が偏らないように注意をしていかなければなりません。

国の政策では、高齢者の雇用に関しまして、70歳までの雇用を努力義務としております。そこから、会計年度任用職員に対しましても年度ごとの選考の際には70歳未満の雇用とするなど、今後、任用年齢の制限については考えてまいります。仕事内容につきましては、正規職員が主となり、会計年度任用職員は、正規職員をサポートするための補助員として考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

8点目です。業務が多様化、複雑化、また、専門化していく中で職員数が足りなく新規事業企画が出来ないとの声も聞こえてきますが、職員数の増加や組織的に本来の役割分担をもう一度考えて見る必要があると思いますが、いかがでしょうか。

町長公室長（山下 佐千子）

兼若議員の職員数の増加や組織的な本来の役割分担についてのご質問に答弁をさせていただきます。

過去の行政改革により職員数を削減するため、新規採用を抑制した結果、年齢構成に偏りが生じ、定年退職者等が多い年が続く、職員に大きく負担がかかっている状況が続いております。それを改善するために職員数の増加は必要不可欠であり、今後も職員の募集方法も工夫し、計画的に採用をしてまいります。

また、若者は全国的に転職に対して肯定的傾向が強まっていると言われておりますが、せっかく本町で働きたいと志を持ち入庁した職員が転職を希望することのないよう魅力ある職場であり続けることも大切だと考えております。魅力ある職場作り

のためには、課長、課長補佐、係長などの役職ごとの本来の役割を果たすことが出来るように職員数の増加に努め、その上で協力体制が取れるような組織作りを検討してまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

再質問をさせていただきます。ただ今の答弁の中でも職員に大きく負担がかかっている状況が続いているというような、ご答弁を頂きました。正規職員の定数 246 人に対し、実質雇用者数 196 人、財政的なものが非常に大きいと思いますが、会計年度任用職員を増やすのではなく、モチベーション、また、スキルを上げるためには、正規職員を増やすべきと思いますが、いかがでしょうか。

町長公室長（山下 佐千子）

兼若議員の再質問に答弁をさせていただきます。

兼若議員のおっしゃるとおり、正規職員を増やすことが 1 番の方法と考えております。過去の行政改革を行う以前、平成 16 年度には、職員数が 223 人であったところ、現在は 196 人です。これを業務に合った適正な人数を増やしていくためには、本町で働きたいと思える魅力ある職場作りが必要です。そうでなければ、本当に採用を望む応募者数は増えないと考えております。まずは、私たちが職場環境を整え、職員の育成を行い、それを離職防止及び就活活動を行っている若者へのアピールに繋げてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

出来るだけ職員、財政的な面もあると思いますが、職員を増やして魅力あるまちづくりに邁進して頂きたいと思えます。

次、最後の質問です。旧庁舎についてお伺い致します。

香川県内の空き家が全国を上回るペースで増え、空き家率が過去最高となったことを受け、池田香川県知事は 5 月 27 日、老朽化して倒壊の危険などがある空き家の撤去について「ペースを早めるよう市町長に直接働きかけたい」と述べ、市町を主体とした撤去の取組を加速する考えを示した。と新聞に掲載されました。

多度津町にとっての最大の大きな空き家問題は、旧庁舎と旧総合福祉センターです。過去に一般質問を各議員がしてきましたが、補助金頼りで明確な回答を頂いておりません。いつまでこの状態で放置するのか。台風等で人災があった時は、どう対応するのか、もうそろそろ結論を出して頂きたい。町長の考えをお伺い致します。

町長（丸尾 幸雄）

兼若議員の旧庁舎についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町では、近年、東日本大震災を教訓として、集中的に取り組んできました新庁舎建設などの防災・安全対策やコンパクトシティや地域活性化に資する事業として実施しました多度津駅周辺の整備などの大型事業が令和 4 年度末で一区切りついたところではありますが、旧庁舎や旧総合福祉センターなどの撤去を始め、老朽化が進

んでいる一部の学校教育施設、社会教育施設、福祉施設などの建て替えや更新など町内の公共施設には、依然として多くの課題も存在しております。

昨今の非常に厳しい財政状況の中、今後いかに優先順位をつけて計画的に公共施設の再編や更新を進めていくか全庁的な課題として取り組んでいく必要があることから、本年度から副町長をトップとして全課長級の職員を主なメンバーとした公共施設再編・町有地有効活用検討プロジェクトチームを改めて発足させ、町内の公共施設に関するランドデザイン構築に向けて、検討を開始したところであります。

その中で、10年程度の中期的なスパンで実施すべき事業の洗い出しや優先順位付けを行うとともに旧庁舎や旧総合福祉センターなどの撤去及び跡地利用につきましても施設所管課や事業計画所管課を中心に検討を行っていきたいと考えております。

なお、具体的な撤去などの実施時期につきましても、安全性を最優先にしながら、補助スキームや町の財政状況なども含め、総合的に判断する必要がありますが、現時点では今年度中を目途に各所管課において解体時期や跡地利用の方針などについて、適宜示すことが出来ればと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

公共施設再編町有地有効活用検討プロジェクトチームのトップの副町長に再質問をさせていただきます。

今まで議会でも、この件に関しては、何回も質問を各議員がされてきましたが、やっと本腰を入れて検討するという、ただ今の町長のご答弁でしたが、なぜ、今までこういう対応が取られなかったのか、対応が遅れている要因は何なんでしょうか、副町長にお伺いしたいと思います。

副町長（岡部 登）

兼若議員の再質問に答弁をさせていただきます。

先ほどご質問頂きましたように本町の財政状況は借金が非常に多く、予算が少し硬直化している状況ですので、補助金なしで全ての問題に柔軟に対応することが出来にくくなっております。しかし、やるべきことは、やらなければなりません。藪議員のご質問にお答えしましたとおり、令和4年9月頃に県立多度津高校用地として県に売却する方向でありました交渉が頓挫致しました。その結果、この旧庁舎をどうするかといった問題につきましても、再度、一から検討し直すということになりました。多度津駅周辺地区都市再生整備計画、これはもう既に始まっておりましたが、その2期計画に盛り込むことが出来ますと庁舎を壊す費用、それから、新たに何か建てる費用、そういったものにつきましても補助金がつくということが考えられました。そのために、その計画の中に盛り込もうということになっております。で、例えば、公園にしますとか、それから資料館にします。それから図書館にします。そういったことが決まりますと潰す時にも補助金が出ます。で、一緒にしなくても大丈夫で。潰すだけ先にして、それから、活用方法については、じっくり立ててい

っても大丈夫ということですので、早急にそのことについては対応したいなという風に考えております。それで、先ほど申しましたように、本年度中に計画を立てて、来年度以降の出来るだけ早い時期に対策をお示し出来るように、それを目標としております。それから、少し対応が遅いではないかとおっしゃられたご質問については、今現在、全ての課が問題を共有する仕組みづくりにも着手しております。今までとは違った推進力のある行政運営が出来ますように取り組んでおります。この施策は、この課、あの施策は、あの課といった縦割りの考え方ではなく、課題が見えた時には、全ての課で出来ることはないかと積極的に、かつ、自主的に協力し合っていく、そのような考え方、やり方の改革にも取り組んでおります。財政的に少しでも負担にならないようにし、少しでも早く良いものが出来ますよう、職員一同一致団結して対応してまいりますので、ご理解頂きますようお願い申し上げます、再質問に対する答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

ただ今の副町長のご答弁にご期待を申し上げ、6番、兼若 幸一の一般質問を終わりたいと思います。

議長（小川 保）

これをもって6番、兼若 幸一 議員の質問は終わります。

次に11番、隅岡 美子 君。

議員（隅岡 美子）

11番、隅岡 美子 順次一般質問をさせていただきます。

一問一答方式でよろしくお願い致します。

質問はICT化における子どもの目の健康予防についてであります。

文部科学省の2020年度学校保健統計調査によりますと裸眼視力1.0未満の児童・生徒は増加傾向にあり、小学校37.52%、中学校58.29%といずれも過去最多となっています。学校現場では、GIGAスクール構想による1人1台端末の学びが既にスタートしております。

また、文部科学省では、学習用のデジタル教科書についても紙の教科書の良さや役割を踏まえつつ、普及促進を図ることとしています。ここ30年ほどでパソコン・ゲーム機が普及し、ほとんどの家庭がスマートフォンを保有しています。

スマホやタブレットが急速に暮らしに浸透し、かつてないほど近くを見る生活になっていますが、目の進化は時代の変化に追いついていないと言われていています。近視によって、さらに深刻な病気のリスクが高まる恐れが指摘されています。

また、児童・生徒の日常生活においても睡眠時間の変化、眼精疲労、ドライアイや視力の低下の有無など心身の状態についても状況把握を行い、児童・生徒と保護者が各家庭でしっかりと健康管理が出来るように取り組むことが大切だと考えます。

そこでお伺い致します。

一つ、児童・生徒の目の健康予防をどのように取り組まれていくのかをお伺い致します。ご答弁よろしく申し上げます。

教育長（三木 信行）

隅岡議員の児童・生徒の目の健康予防への取組についてのご質問に答弁をさせていただきます。

学校保健統計調査結果によると裸眼視力1.0未満の児童・生徒の割合は、調査開始の昭和54年から一貫して増加傾向にあります。

近視は遺伝的要因と環境的要因の両方が関係すると言われてはいますが、近年の近視の増加は、環境による影響が大きいと考えられています。その原因の一つがゲーム機器やスマートフォン等の情報機器の過度な使用によるものだと考えられています。

また、近視はメガネなどで矯正すれば視力が出るものとして、これまであまり問題視されてきませんでした。様々な疫学データの蓄積から将来の目の病気のリスクを高める可能性があることが分かってきています。

教育委員会としては、文部科学省が児童・生徒向け及び保護者向けに作成した子どもの目の健康を守るための啓発資料を各小・中学校に配布し、活用するよう指示しています。

各小学校における取組については、まず、正しい姿勢の指導として、毎学期に行う身体測定後に机と椅子の調整を行い、正しい姿勢で学習出来る環境を整えるとともに保健委員会が全校集会で正しい姿勢について発表したり、授業中も学級担任や養護教諭が個別に指導したりしています。

続いてメディアとの付き合い方についての指導として、目とタブレットやテレビなどとの適切な距離について保健室前に掲示し、保健だよりで周知しています。

また、1日2時間程度、屋外活動時間を確保することは、近視進行の抑制に効果があると言われてることから、外遊びの推奨をしています。

中学校では、日々、授業中の姿勢やタブレット端末等の使用方法、生活習慣等について指導を繰り返していますが、特にスマートフォンやゲーム機の使用時間の長い生徒が多いため、機会を捉えては健康被害やゲーム依存症などについて指導を継続しています。

また、健康診断や10月の「目の愛護デー」を中心に保健室より情報発信をして啓発を行い、保健体育科の授業でも目の健康について指導を行っています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

先ほどのご答弁の中に文部科学省が児童・生徒向け、また、保護者向けの子どもの目の健康を守るパンフレットを啓発資料として各学校に配布しておりますということで、パソコンからデータを出しました。で、今、持っているのは児童用なんです

けど、タブレットを使う時の5つの約束ということでございます。5つあるんです。1つ、タブレットを使う時は、姿勢を良くしよう。タブレットを見る時は、目から30センチ以上離して見よう。2つ目、30分に1回は、タブレットの画面から目を離して20秒以上遠くを見よう。3つ目、寝る前は、タブレット使わないようにしましょう。ぐっすり眠るために寝る1時間前からは、デジタル機器を使わないようにしましょう。4つ目、自分の目を大切にしよう。時間を決めて遠くを見たり、目が乾かないように瞬きをしたりして自分の目を大切にしよう。5つ目、ルールを守って使おう、これは空白なんですけど、何分使ったら1回休む。その学校のタブレットは勉強に関係のないことに使わないなど、学校やおうちのルールを守って使おうと。分かりやすいこれは児童向けの5つのお約束というのが、文科省から配信をされております。それで本町において、授業で行う時のタブレットの使用時間、幾ら使った時に何回休憩をするとか、また、家庭において何分以上はタブレットを使用しないなどというような注意事項はあるのでしょうか。出来る範囲で結構ですので、お答えお願い致します。

教育長（三木 信行）

隅岡議員の再質問に答弁をさせていただきます。

まず、授業中に何時間タブレットを使ったらどれぐらい休むとか家庭でのことについては、先ほど文部科学省から出ているものであったり、そういう文書に基づいて各学校で適切な時間を指導していると思います。1時間とか2時間とかいうこともありますし、授業中であれば50分とか45分単位の中で、それほど連続して使うことはありませんので、例えば15分とか使った後は休むということになるだろうと思いますし、授業の中でそれほど制限ということはないと思います。共同学習の時にタブレットを活用したり致しますので、そういうことになるので、恐らく授業で何分やったから何分休みということは、必要があれば、そういう指導があると思いますが、そういうことはないという風に考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

ご答弁でございました。授業中は、使用時間に対しての制限はないということで理解をします。よろしいですかね。

この約束の中に、ここにルールを守って使おうという最後のところに、使い過ぎとか、長時間使ったら、目に良くないというのは分かっているんで、なるべく家庭でもあまりタブレットを長く使用すると目の健康にも良くないっていうのが分かってきておりますので、そういったことも資料に基づいて指導をされているということでもよろしいでしょうか。確認をお願いします。

議長（小川 保）

確認でいいんですか。

議員（隅岡 美子）

確認の答弁をお願いします。

教育長（三木 信行）

隅岡議員の再質問に答弁をさせていただきます。

家庭での指導ということですが、家庭に向けての学校からの啓発は大変大切だと考えています。学校では、限られた授業の中とかで活用しますので、何と言いましてもメディアの使い過ぎというのは、家庭において行われることになっています。アンケート調査によっても非常に約束を守って適切に1時間、2時間で使っている子どももいれば、中にはゲームをたくさんして非常に問題になるような時間というのが、アンケートにも出てきております。そういうアンケート結果は、保護者の方に数値として示して、色んな形で啓発をしております。幸い、「すぐーる」というメールシステムがありますので、そういった資料も簡単に保護者の方に送りながら、保健だより等で示しているという風な状況があります。それから、先ほどお知らせ頂いた文科省の中でも寝る前の使用についての制限がありますが、これについては各学校で重点的に指導するということがありました。それは視力の低下ということもありますが、睡眠障害とか睡眠がよくとれないという状況で、子どもが家庭生活、学校生活を送ってしまうということがあって、それによって学習に集中出来ないとか、非常に怒りやすくなるとか怒りっぽくなるとか、そういった問題も生じておまして、そういう意味でもメディアの使用時間ということについては、適宜、家庭での指導をしております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

ご答弁でございました。私も寝る前のタブレットは本当に見ないっていうのは非常に大事なことだと思います。引き続き、また、ご指導の方、よろしくお願い致します。

2つ目の質問に入ります。児童・生徒の定期健康診断において、眼科検診、視力検査の内容をお示し下さい。ご答弁よろしくお願い致します。

教育長（三木 信行）

隅岡議員の児童・生徒の定期健康診断における眼科検診、視力検査の内容についてのご質問に答弁をさせていただきます。

小学校の視力検査では年2回、若しくは学期ごとに視力検査を行い、検査後は異常の有無に関係なく結果を保護者へ連絡し、1.0以下の場合は受診のお知らせを渡しています。また、検査時、急な視力低下があったり、視力が気になったりした児童は、2回検査を実施しています。

眼科検診は、1学期に学校眼科医が感染性眼疾患や眼位の異常などの検診を行っています。検診後、学校医より指摘があった児童については、保護者に受診勧告用紙を渡し、受診した場合は受診勧告用紙に病院で結果を記入してもらい、学校へ提出

することとしています。

中学校の視力検査では裸眼視力と矯正視力を測定し、1回のみではなく再検査を行うとともに申出のあった生徒には定期的に測定を実施しています。

また、眼科検診では、学校医による目の疾病、異常の有無を検査し、アレルギーのありそうな生徒には「目は痒くないですか？」等の問診を行っています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

質問です。眼科検診で、その受診勧告用紙を渡して病院へ行きましたよということで、病院の先生に結果を記入してもらって学校へ提出をするということでございますが、皆さん、この病院へ行って検査結果を学校の方へ提出されとるのでしょいか。病院に行っていない方については、どのように対処しておりますでしょうか。よろしくお願い致します。

教育長（三木 信行）

隅岡議員の再質問に答弁をさせていただきます。

受診勧告用紙、要するに必要があるので病院で検査をし、そして必要な治療を行う、これが目的であります。色々な検査によって違うと思いますが、この眼については非常に大切なところなので、各学校で受診したかどうかについては、していない家庭については求めているところが多いという風に考えています。色んな検査によっては、この結果に基づいて受診をして下さいという風なお知らせをして、そのあと受診出来ていないことについては、是非という風なお知らせはするけど一人ひとりについて、必ず持って来なさいという指導をしていない場合もあるという風に思われます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

答弁でございました。やはり非常に大事にならないように自分の目は早いうちに目の異常を発見するというので、早期検診、視力検査の大切さっていうのは、本当に重要でないかなとこのように私は考えております。

もし、例えば、さっきも書いてありましたように、ドライアイとか目が痒くて、アレルギーのありそうな児童・生徒に対しては、自分で出来る治療というかちょっと言い方がうまく言えんのやけど、例えば自分で家庭で先生の診察のもと、許可がおりた場合ですけど、目薬とか自分で授業中でも点せるような緩和をするようなことが、そういうことをしている児童・生徒はいらっしゃいますかね。把握しているかどうかはちょっと分かりませんが、分かる範囲で結構ですので、教えて下さい。お願いします。

議長（小川 保）

ちょっとお待ち下さい。隅岡議員、恐れ入ります。

通告の内容に従って可能な限り、再質問をお願いしたいと思います。

通告の内容が、児童・生徒の定期健康診断において、眼科検診、視力検査の内容をお示し下さい。といったことに対して回答頂きました。また、それについて再質問をされておるといふ風に私は理解をしておりますが、もう少し、分かるように直接的な再質問をお願いしたいと思います。

今の再質問について三木教育長、よろしいですか。

じゃあ三木教育長、お願いします。

教育長（三木 信行）

隅岡議員の再質問に答弁をさせていただきます。

ドライアイへの対応ということでございますが、中学校の養護教諭の方に問いをかけたところ、目薬の持込みはあるということです。本人が管理をして必要に応じて点眼をしているという状況があります。それから目の健康において、先ほど言った机・椅子の姿勢の調整も大切なんですが、ドライアイへの対応については、各学校において指導しております。瞬きを意識すること。特に、タブレット端末を使用時には瞬きを意識するようにとということ。あるいはコンタクトレンズを使用している児童・生徒もおりますので、ドライアイに対して、それを防ぐために乱用によるよくない状況が起こらないように指導をしているという状況があります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

先ほどは、長々と言いまして済みませんでした。やはり、先ほどのご答弁の中にもあったように、また、私の一般質問の中にありましたように、やはり健康診断の重要性、視力検査の重要性を鑑みて、早く目の異常を発見して治療をするということが非常に予防が大切だと私も考えております。今後も引き続いて小・中学校の視力検査、また、眼科検診において継続をして頂きたく、また、周知広報の方も併せて、よろしくをお願いしたいと思っております。これは要望でございます。

以上で11番、隅岡 美子 の一般質問を終わります。

ご答弁有難うございました。

議長（小川 保）

これをもって11番、隅岡 美子 議員の質問は終わります。

それでは、これにて一般質問を終了致します。

一同、ご起立をお願い致します。礼。

大変、ご苦勞様でございました。これにて、散会を致します。

次回は、明日午前9時より一般質問を行います。よろしくお願い致します。

散会 午後4時10分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するためここに署名捺印する。

令和6年6月11日
第2回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記